

今後の教育環境の変化に対応した
地域教育の推進方策について
—地域教育プラットフォーム構想の新たな展開—

建 議

平成28年2月

東京都生涯学習審議会

は し が き

本書は、平成28年2月16日に第9期東京都生涯学習審議会から東京都教育委員会に対して建議されたものを、関係各位の御参考に供するために発行するものです。

広く御活用いただければ幸いです。

平成28年2月

東京都教育庁地域教育支援部

平成28年2月16日

東京都教育委員会 殿

第9期東京都生涯学習審議会
会長 杉江和男

今後の教育環境の変化に対応した地域教育の推進方策について
－地域教育プラットフォーム構想の新たな展開－（建議）

本審議会は、標記の事項について審議を重ねてまいりましたが、この度、次のとおりまとめましたので、ここに建議します。

目次

はじめに	1
第1章 本建議が指すもの	
1 社会構造の変化に対応するための教育の課題	2
2 国における子供・若者育成支援に関する施策動向	2
3 東京都における子供・若者育成支援に関する取組	3
(1) 教育行政の取組	
(2) 知事部局等における取組	
4 本建議の目的	4
(1) 本審議会が所掌する分野	
(2) 地域教育とは何か	
(3) 本建議のスタンス	
第2章 東京都における地域教育推進施策の到達点と課題	
1 地域教育推進ネットワーク東京都協議会	12
2 区市町村への地域教育推進施策の現状	14
(1) 学校支援ボランティア推進協議会事業	
(2) 放課後子供教室推進事業	
3 都立学校への支援	19
(1) 都立高校への支援	
(2) 都立特別支援学校への支援	
4 東京都における地域教育推進施策の今後の課題	20
(1) 区市町村支援の課題	
(2) 都立高校への支援の課題	
(3) 都立特別支援学校への支援の課題	
第3章 今後東京都が進めるべき「地域教育」推進の在り方	
1 地域教育プラットフォームの意義	23
2 地域教育プラットフォーム構想 今後の展開の考え方	24
(1) 小中学校区における地域教育プラットフォームづくり	
ア 学校区レベルの地域教育プラットフォームの先進事例	
(2) 区市町村と連携した地域教育プラットフォームづくりへの支援	
(3) 都立学校への支援	
ア 都立高校への支援	
(ア) 都立高校におけるキャリア教育支援	
(イ) 都立高校における職業教育支援	
(ウ) 都立高校における中途退学の未然防止等に関する支援	
イ 都立特別支援学校への支援	

- (4) 中途退学者に対する就労・再就学に向けた支援
- (5) 地域教育推進ネットワーク東京都協議会の組織基盤の強化

第4章 地域教育推進ネットワーク東京都協議会 今後の取組の方向性

- 1 東京都の教育改革の動向を踏まえた展開 …………… 35
- 2 地域教育推進ネットワーク東京都協議会が重点的に取組を進めるべき事項 … 35
 - (1) 地域・社会の教育力の向上
 - ア ネットワーク協議会による「チーム学校」を支える地域教育支援人材の養成及び全都への拡大
 - イ 地域未来塾の導入と放課後子供教室等の更なる充実
 - ウ 地域におけるオリンピック・パラリンピック教育の推進
 - (2) 社会的自立を促す教育の推進
 - (3) 不登校・中途退学者への支援

おわりに …………… 44

はじめに

平成 27 年 4 月 1 日に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部改正法が施行された。この改正により、地方公共団体の長が教育基本法第 17 条第 1 項に規定する政府による教育振興基本計画を参酌して、その地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を策定することとなった。

これを受け、東京都では総合的な施策の大綱の策定に関する協議を行うため、平成 27 年 6 月に東京都知事及び教育委員により構成される「総合教育会議」が知事の招集により開催され、全 3 回に及ぶ協議を経て、平成 27 年 11 月に「東京都教育施策大綱～「世界一の都市・東京」で活躍する子供たちのために～」が策定された。

教育改革の関心は、子供・若者の社会的・職業的自立に向けて必要となる能力・態度を育成することにある。社会性、自主性・自律性、関心・意欲を養うことから、社会における自らの役割や将来の生き方・働き方等を考えさせ、目標を立てて計画的に自らの進路決定に導くための教育を今後どのように進めていくかが課題となっている。

また、中央教育審議会では、次期学習指導要領の改訂に向け、アクティブ・ラーニングの視点からの授業改善の在り方等教授法に関する議論が行われるなど、教育制度、教育内容、教育方法等のあらゆる分野から既存の教育の在り方に関する見直しが進められている。

本建議は、保護者や地域住民、そして企業・NPO等社会を構成する様々な主体が今後の教育においてどのような役割を果たしていけるのか、教育改革の動向を踏まえ、その方向性について提言するものである。

第1章 本建議が指すもの

1 社会構造の変化に対応するための教育の課題

- 東京都の人口は、平成 32 (2020) 年をピークに減少に転じることが見込まれている。少子化と超高齢化が同時に進行していく本格的な人口減少社会¹への突入は目前である。人口面での構造変化は、家族や個人のライフスタイルのみならず、経済社会の諸制度（雇用、福祉、教育）まで、変容を迫ることになる。
- グローバル化の進展の下、社会構造が急激に変化する中で、安心して子供を産み育てられ、健やかに成長していける環境づくりを進めていくことが求められている。そのためには、子育ての不安や課題を抱える保護者を地域・社会で支えるとともに、社会的自立に困難を抱える子供・若者²への個々に応じたきめ細やかな支援を行うことのできる社会を目指していく必要がある。
- 学校教育には、未来を生きる子供・若者がそれぞれの特性を生かし、社会的・職業的に自立していくために必要となる基礎的な力を培う場として役割を發揮することが期待されている。
- しかし、現在の学校教育には、いじめや暴力行為等の問題行動の発生³、不登校児童・生徒や特別支援教育への対応等の課題が山積している。一方で、学校教育の担い手である教員の多忙化⁴の状況はいまだに改善されているとは言い難い。
- これらの課題解決に向け、教育行政には学校改革を進めることに加え、保護者のみならず、企業・NPO等をはじめとした地域・社会を構成する全ての主体が子供・若者の教育に積極的に参画する環境を醸成する役割を果たすことが求められている。

2 国における子供・若者育成支援に関する施策動向

- 現在、国においては今後の教育の在り方に関し、様々な観点から検討がなされている。中央教育審議会では、初等中等教育分科会の中に「地域とともにある学校の在り方に関する作業部会」が設置されるとともに、生涯学習分科会の中に「学校地域協働部会」を設け、審議を展開してきた。両分科会の審議を踏まえ、平成 27 年 12 月 21 日に「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について」という答申が出された。この答申では、学校と地域・社会との関係性に着目し、学校と地域の協働により、教育改革を進めていく方向性が示されている。
- 教育の分野以外にも、子ども・若者育成支援推進法（平成 21 年）、子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成 25 年）、勤労青少年福祉法を題名改正した青少年の雇用

の促進等に関する法律（平成 27 年）等、雇用、労働や福祉、保健、医療、矯正⁵、更生保護⁶等の分野から、子供・若者の育成に関する新たな法律が制定されている。

- これらの動向から分かるように、子供・若者の育成支援に当たっては、教育分野のみならず、様々な行政分野が連携していくことが求められている。

3 東京都における子供・若者育成支援に関する取組

(1) 教育行政の取組

- 東京都では、教育振興基本計画としての位置付けを持つ「東京都教育ビジョン（第 3 次）」（平成 25 年 4 月）や「都立高校改革推進計画」（平成 24 年 2 月）等にとつて教育改革の取組を進めてきた⁷。
- 平成 27 年度には新教育委員会制度の下、東京都知事の招集により開催される東京都総合教育会議が発足し、平成 27 年 11 月 24 日には「東京都教育施策大綱」が公表された。
- この大綱が目指す子供の姿は以下の 3 点である。

- 1 これからの時代を担う「知」「徳」「体」の調和のとれた人間
- 2 グローバル化する東京、日本を支える人間
- 3 自他を尊重し社会で自立して生きていく人間

- また、上記で示した人間像の実現に向け、今後東京都が特に重要で優先的に取り組むべき重点事項を以下のとおり設定した。

- ① 個々の子供に応じたきめ細かい教育の充実
- ② 社会的自立を促す教育の推進
- ③ 世界で活躍できる人材の育成
- ④ オリンピック・パラリンピック教育の推進
- ⑤ 不登校・中途退学対策
- ⑥ 子供たちの健全な心を育む取組
- ⑦ 特別支援教育の推進

(2) 知事部局等における取組

- 教育行政の取組のみならず知事部局においても、「東京都雇用対策協定」（平成 27 年 2 月）、「東京都子供・子育て支援総合計画」（平成 27 年 4 月）、「東京都子供・若者計

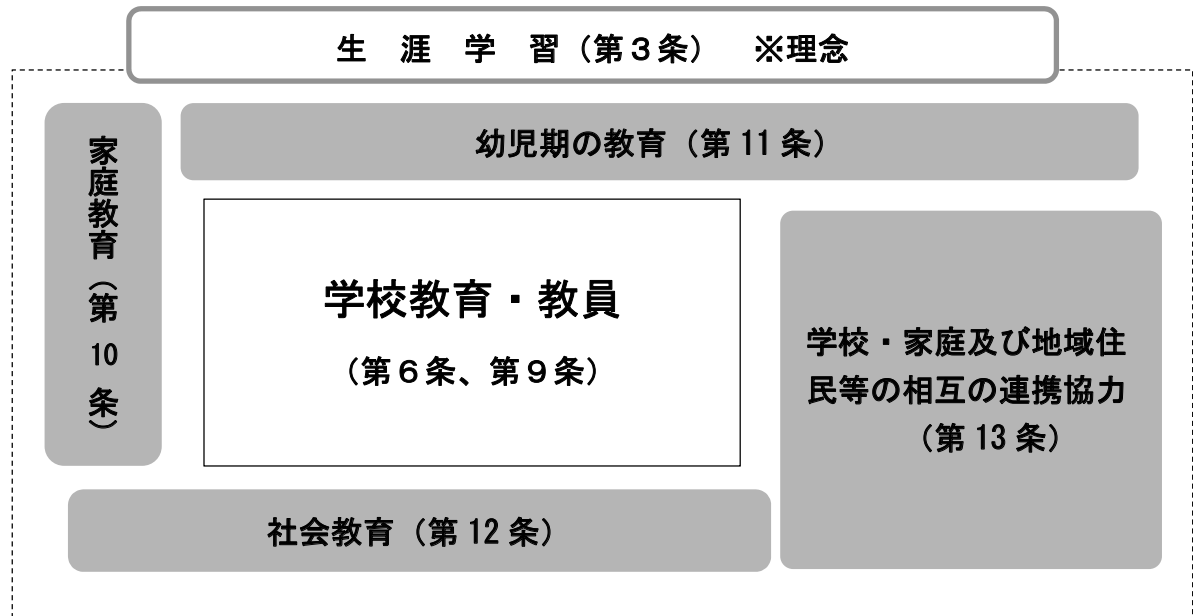
画」(平成27年8月)など子供・若者の育成に関する重要な計画等が平成26年度末から平成27年度にかけて策定⁸されている。

- これらの雇用・労働・福祉・青少年育成担当部局が出した計画等の内容を踏まえ、東京都として、総合的に施策を展開していくことが求められている。

4 本建議の目的

(1) 本審議会が所掌する分野

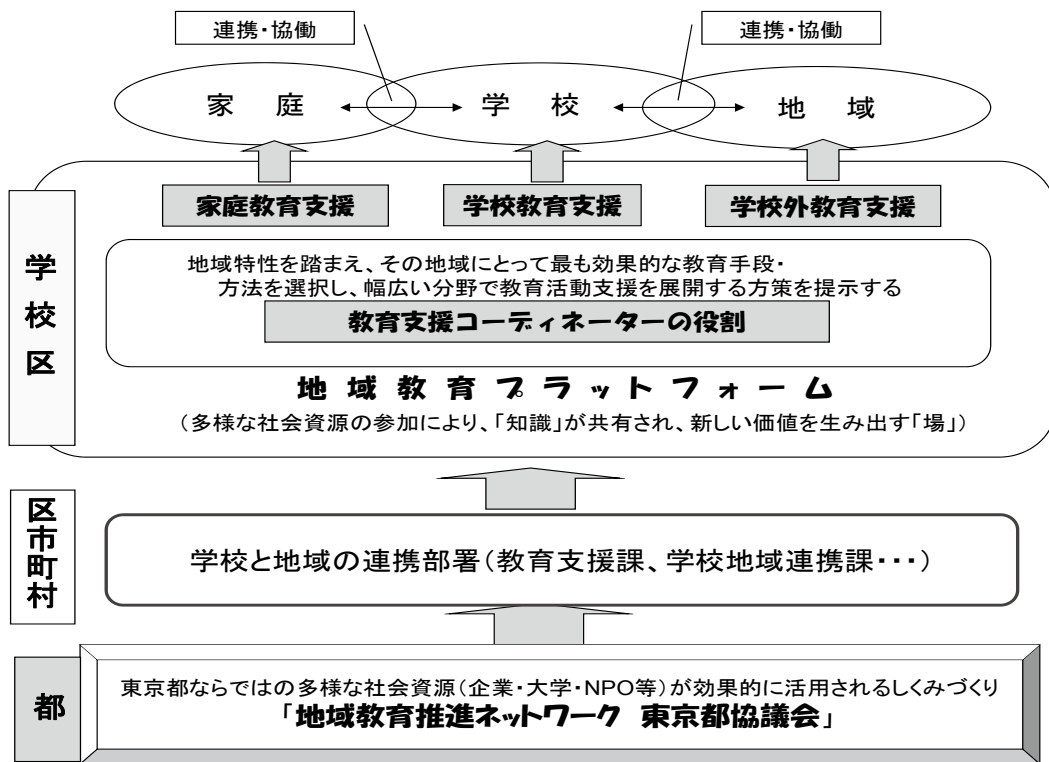
- 東京都生涯学習審議会の役割は、「東京都における生涯学習の振興に関し、長期的な展望に立って、広い視野から検討する」(東京都生涯学習審議会条例第1条)ことにある。
- 「生涯学習」という言葉は、平成2年6月に生涯学習の振興に係る施策の推進体制等の整備に関する法律が施行されたことを受け、行政内に広がっていった。しかし、従来用いられてきた「社会教育」との関係整理が不十分だったこともあり、社会教育行政担当部局の中で、生涯学習と社会教育が混乱して使用される状況が続いていた。
- 生涯学習は、個人の自発性⁹に着目した概念である。一方、社会教育は、日本独自の用語であるとともに、多義的な概念¹⁰を持っているため、その用語を使用する者によって、異なったイメージを持つという特徴があり、社会的にコンセンサスが得られにくいという課題もあった。
- この混乱状況が整理されるのは、平成18年12月の教育基本法改正を待たなければならなかった。新しい教育基本法では、生涯学習を第一章「教育の目的及び理念」に位置付け、第3条に「生涯学習の理念」¹¹を盛り込んだ。一方、「社会教育」は、第二章「教育の実施に関する基本」の中で、「義務教育」(第5条)、「学校教育」(第6条)、「教員」(第9条)といった条文とともに、第12条として位置付けられた。
- 教育基本法の中で、社会教育行政と密接に関連する条文は、「社会教育」(第12条)¹²だけではなく、「家庭教育」(第10条)、「幼児期の教育」(第11条)、「学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力」(第13条)である。
- 平成20年12月の第7期東京都生涯学習審議会第二次答申(以下「第7期二次答申」という。)では、教育基本法の改正を踏まえ、生涯学習、学校教育、社会教育等の関係性を【図表1】のように整理した。
- 【図表1】を見ると分かるように、理念としての生涯学習は、学校教育と社会教育などを包括したものである。



【図表1】 教育基本法における学校教育・社会教育の位置付け

(2) 地域教育とは何か

- 東京都生涯学習審議会では、平成17年1月の第5期東京都生涯学習審議会答申（以下「第5期答申」という。）以降、「地域教育」という視点に立った提言を行ってきた。その理由は、生涯学習や社会教育という用語では表せない含意が「地域教育」にあると考えたからである。
- 地域教育という考え方を最初に用いたのは「地域教育プラットフォーム構想」（第5期答申）である。地域教育プラットフォーム構想とは、「学校・家庭・地域が協働し、子供の育成・教育活動に取り組んでいくための共通の土台を整え、多様な担い手の参加の下に、地域の教育力を再構築していくための仕組み」である（【図表2】参照）。
- 地域教育プラットフォーム構想は、①学校区、②区市町村、③東京都といった三層の圏域ごとに、教育支援のプラットフォームづくりを進めることを目指してきた。



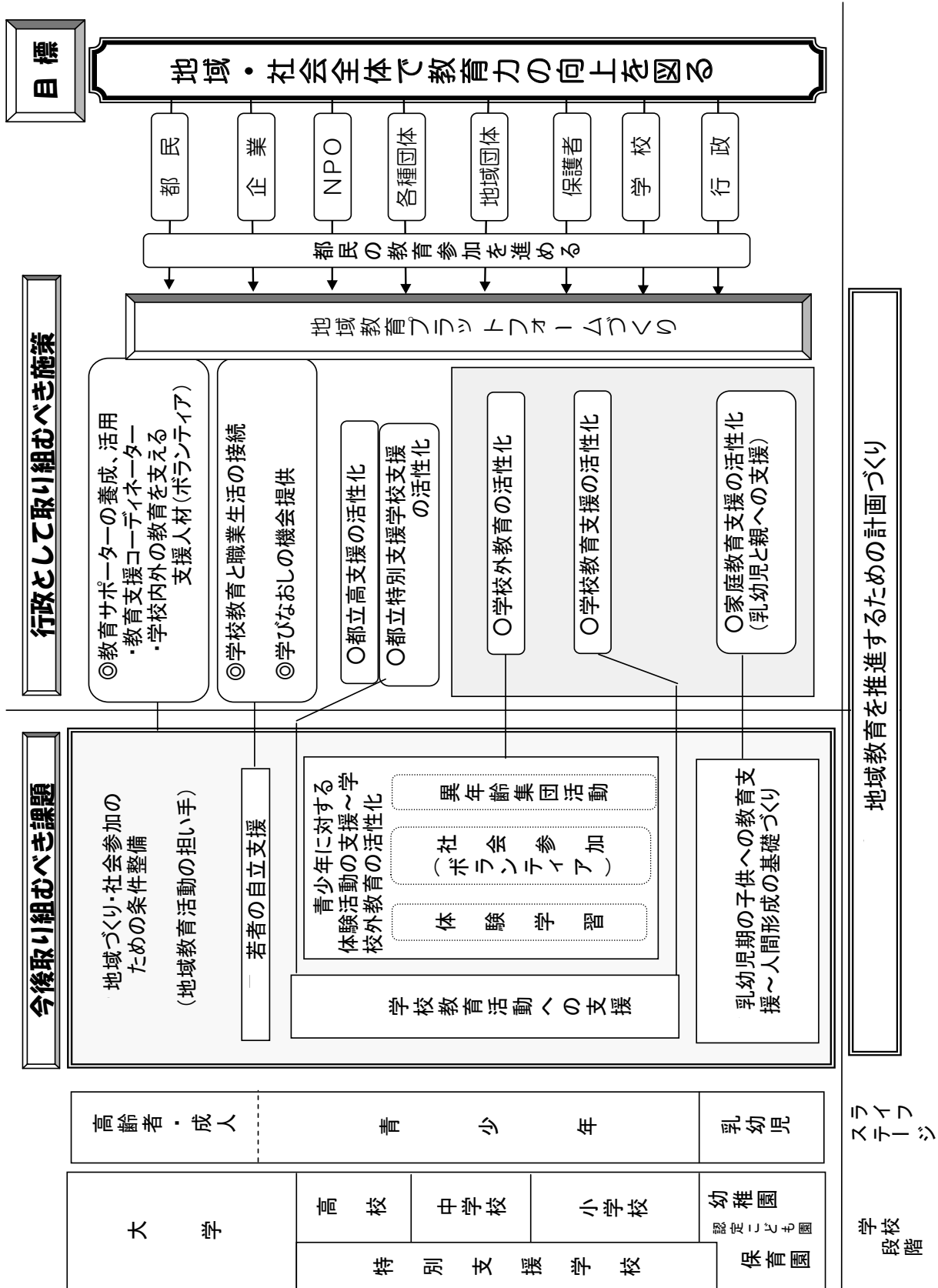
【図表 2】 地域教育プラットフォーム構想

- 学校区レベルの取組では、学校支援ボランティア推進協議会事業（国事業名：学校支援地域本部事業）¹³が導入されており、平成 27 年度現在、23 区市町（12 区、10 市、1 町）で、439 の協議会が設置されている。学校支援ボランティア推進協議会の支援を受ける小中学校は、837 校（小学校 587 校、中学校 250 校、全小中学校の 44%に当たる。）また、放課後子供教室推進事業¹⁴は、52 区市町（22 区、25 市、5 町）で、1,127 教室（区 742 か所、市 369 か所、町 16 か所）が実施されている。
- 区市町村レベルの取組では、教育行政組織の中に、学校と地域の連携を推進するための部門¹⁵が設置される動きが進んできた。
- 東京都レベルの取組では、企業・NPO等の広域的な社会資源による教育支援のネットワークづくりを目指した地域教育推進ネットワーク東京都協議会¹⁶（以下「ネットワーク協議会」という。）が平成 17 年 8 月に設置されたことが挙げられる。ネットワーク協議会は、小中学校支援、子供の放課後活動支援、都立高校や都立特別支援学校への支援という観点から、企業・NPO等が開発した教育支援プログラム等を提供したり、都内各地で活動を展開している教育支援コーディネーター（以下「地域コーディネーター」という。）への研修機会の提供等の事業を実施している。
- 平成 18 年 12 月に改正された教育基本法では、「学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力」（第 13 条）が新設されたが、地域教育プラットフォーム構想は、この教育基本法改正の趣旨を先取りする画期的な提案であった。

- 教育基本法第 13 条の新設を受け、平成 20 年 6 月に社会教育法が改正され、社会教育を推進する国及び地方公共団体の任務（社会教育法第 3 条第 3 項）の一つに「学校・家庭・地域の連携・協働」が位置付けられた。ここに地域教育プラットフォーム構想が掲げた「家庭教育支援」、「学校教育支援」そして「学校外教育支援」が社会教育行政の役割¹⁷であることについての法的位置付けが明確になった。

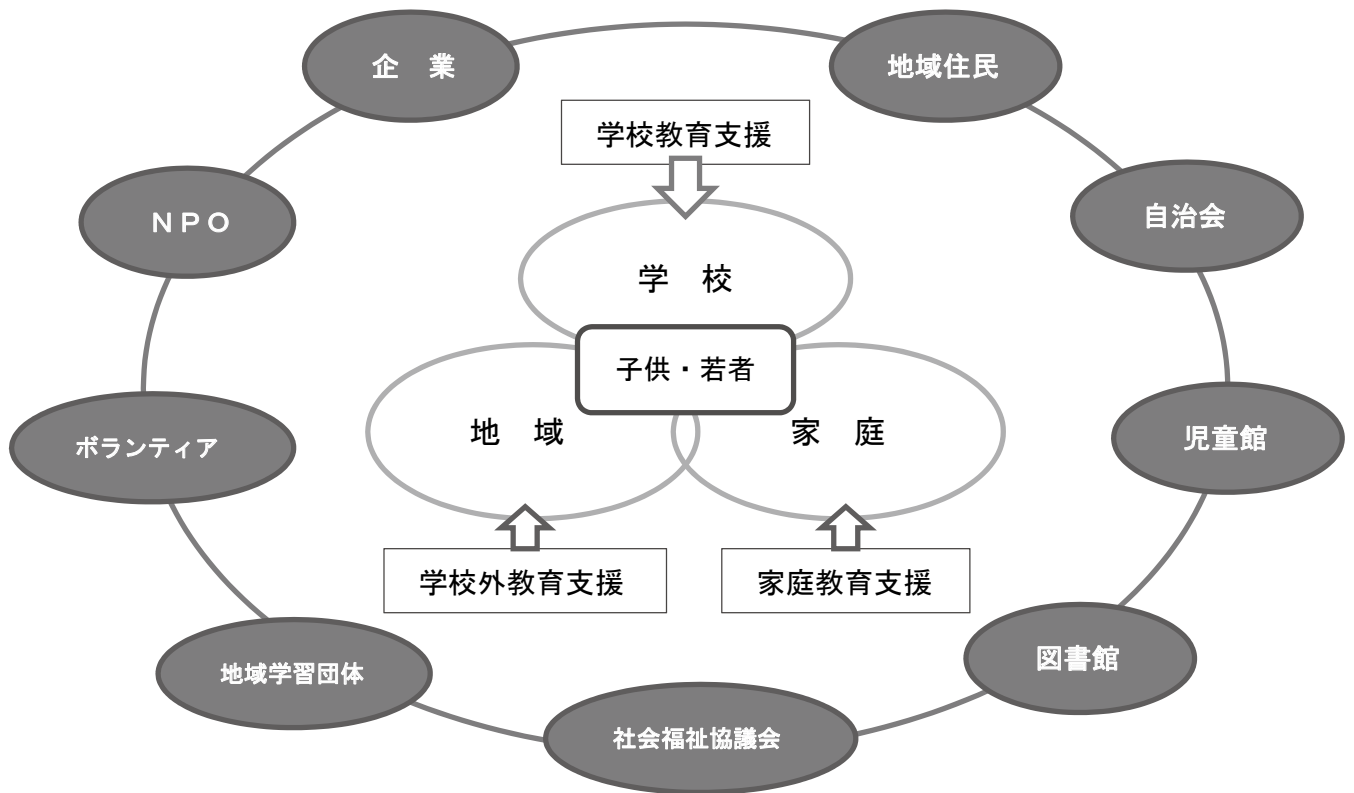
- 第 7 期二次答申において、人々のつながりや協働的な関係づくりを通じて「安心・信頼・支えあいのネットワーク」¹⁸を一定の地理的な範囲で創り出していく教育的営みの総体を「地域教育」と定義した。地域教育の取組は、学校区を基本単位とし、学齢期の青少年（子供・若者）を中心に据えながら、乳幼児期から成人、高齢者といったライフステージに応じた教育支援を行うことであると整理した（【図表 3】参照）。

- 地域社会を構成する人々や各主体（地域住民、自治会関係者、ボランティア、企業・NPO 等）が子育て、介護、防災、環境等といった地域の生活課題をソーシャル・サポート・ネットワーク¹⁹によって解決することが地域教育活動であり、学校・家庭・地域の連携による子供・若者の育成に関する課題も地域教育の主要な課題の一つである。それを図式化したのが【図表 4】である。



【図表3】 地域教育に関する施策課題の整理

（出典：第7期東京都生涯学習審議会第二次答申、平成20年12月）



【図表 4】 地域教育のイメージ
 (地域における「安心・信頼・支え合いのネットワーク」のイメージ)

- 地域教育の取組事例として、高齢者のための地域サロンを小学校内に設置したことをきっかけに、高齢者と小学生との交流が生まれたり、若者自立支援に取り組むNPOが地元の商店街と連携して、若年無業者（ニート）に就労体験の場を提供したり、高校生が行政機関と連携し、地域活性化のためにSNSを活用したアプリケーションを開発したりすること等が挙げられる。
- いずれの事例にも共通することは、子供・若者と地域の人々との間で「双方向」の関係が生まれているということである。このような地域の活動に子供・若者が参画することで、規範意識や責任感を身に付けることができるとともに、地域の人々と交流するなかで、子供・若者の中に地域の一員であることの気付きが生まれてくる。この気付きこそが重要な学び²⁰なのである。

(3) 本建議のスタンス

- 中央教育審議会における審議の動向をみても分かるように、学校と地域・社会が双方向の関係を作り、両者間の連携・協働を更に推し進めていくという方向で議論が進められている。

- 本建議においては、地域教育プラットフォーム構想から10年が経過した今、これまで東京都が取り組んできた、学校・家庭・地域の連携・協働を推進する施策の到達点と課題を整理する。そして、それに基づき、教育環境の変化に対応した地域教育プラットフォーム構想の新たな展開について、ネットワーク協議会の在り方を中心に提言する。

-
- ¹ 東京都総務局「東京都男女年齢（5歳階級）別の人口予測」（平成25年3月）によれば、平成22年度の時点で2.1人の働き手（15～64歳、いわゆる「生産年齢人口」）で一人の子供・高齢者を支えるといった状況が、平成47年には1.7人の働き手で一人の子供・高齢者を支えることになる。
- ² 東京都が平成27年8月に策定した「東京都子供・若者計画～社会に参加し、社会を形成する若い力を育む～」では、基本方針Ⅱに「社会的自立に困難を有する子供・若者やその家族への支援」を掲げており、困難な状況を①いじめ、②不登校・中途退学、③障害のある子供・若者、④若年無業者（ニート）、非正規雇用、⑤ひきこもり、⑥非行・犯罪に陥った子供・若者、⑦ひとり親家庭に育つ子供、⑧自殺対策、⑨特に配慮が必要な子供・若者（ア 外国人、イ 難病等、ウ 性同一性障害等、エ 10代の妊娠）という形で整理している。
- ³ 児童・生徒の問題行動の背景には、多くの場合、子供たちの心の問題とともに、家庭、友人関係、地域、学校など子供たちの置かれている環境の問題があり、子供たちの問題と環境の問題は複雑に絡み合っている（中央教育審議会答申「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について」、平成27年12月21日）。
- ⁴ 平成26年6月に公表されたOECDの国際教員指導環境調査（TALIS）では、参加34か国・地域の中で日本の教員の1週間当たりの勤務時間は、最長となっている。その要因は、課外活動（スポーツ・文化活動）の指導時間や、事務業務に関する時間の長さである。
- ⁵ 矯正とは、罪を犯した人間を抑留し、刑罰を加え、同時にその更生と社会復帰を促す一連の行為を指す。矯正教育とは、少年院法第1条の「少年院は、家庭裁判所から保護処分として送致された者を収容し、これに矯正教育を授ける施設とする」という条文に基づき、少年院で行われる教育を指す。その目的は、心身ともに健全な少年の育成を期して在院者の社会適応性をかん養することにある。
- ⁶ 更生保護とは、刑事政策上の一分野であり、犯罪や非行といった反社会的行為をなした者に対し、社会内で様々な働き掛けをすることにより、再び社会の順良な一員として更生させ、もって社会を防衛する営みを指す。
- ⁷ 「都立高校改革推進計画・第一次実施計画」（平成24年2月）においては、「職業的自立に向けた教育プログラムの実施」と「中途退学の未然防止と中途退学者等に対する進路支援」が盛り込まれ、「東京都教育ビジョン（第3次）」においては、「[主要施策7] 社会的・職業的自立を図る教育の推進」の項目に、第8期東京都生涯学習審議会の提案が取り上げられている。
- ⁸ これらの計画等についての詳細は、巻末資料編を参照のこと。
- ⁹ 昭和56年の中央教育審議会答申「生涯教育について」では、各人が自発的意思に基づいて行うことを基本とした生涯を通じて行う学習を「生涯学習」と捉えている。
- ¹⁰ 社会教育・生涯学習辞典編集委員会編「社会教育・生涯学習辞典」（平成24年、朝倉書店、241ページ）によれば、「社会教育は、どのような視点と方法で理解しようとするのかについて、多様な定義の仕方が可能である。つまり、社会教育という現象は一つの定義に収まるものではなく、多様な諸側面を包括しつつ、実際の社会教育活動に即するような理解の仕方が求められるのである。そこで、社会教育の概念の多様性を踏まえた定義づけを行う必要がある」と説明している。
- ¹¹ 教育基本法第3条では、「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会」と、生涯学習の理念を定義している。
- ¹² 教育基本法第12条第1項では、社会教育を「個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行なわれる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない」と規定している。
- ¹³ 平成20年度に文部科学省が施策化したもので、地域全体で学校教育を支援する仕組みを構築し、地域住民や保護者等がボランティアとして学校支援活動に参加・参画することを目指している。
- ¹⁴ 平成19年度に文部科学省が施策化したもので、全ての子供を対象として、放課後や週末等に安全・安心な活動拠点（居場所）を設け、地域の人々の協力を得て、子供たちが地域社会の中で、心豊かに健やかに育まれる環境づくりを目指している。

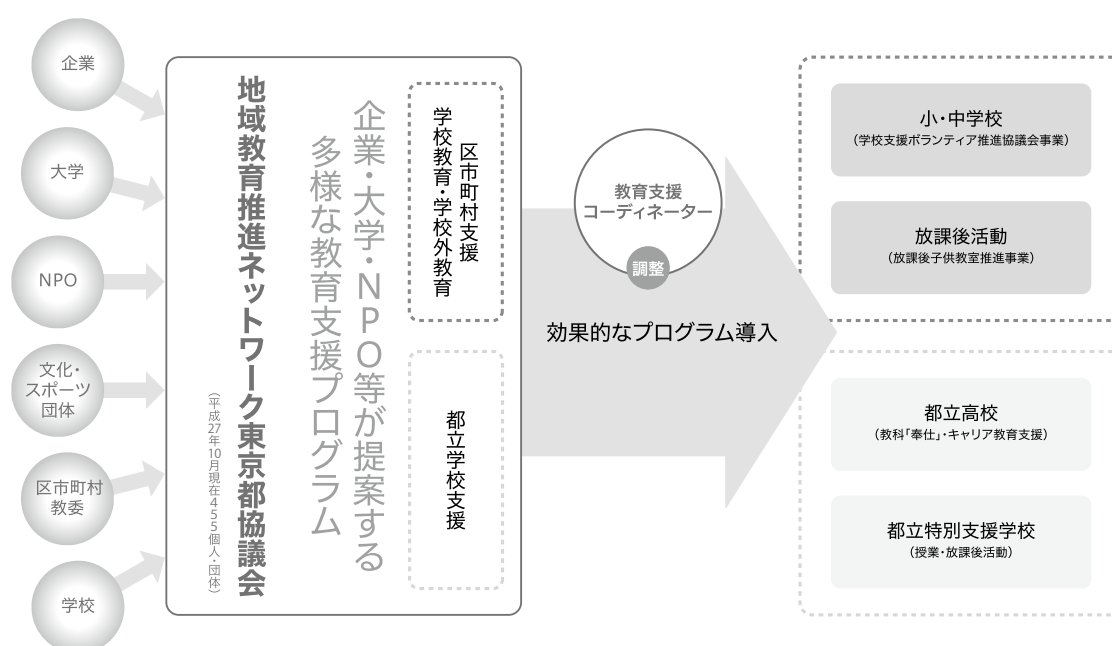
-
- ¹⁵ 「学校と地域の連携」や「教育支援」を掲げた部署や職を設置しているのは、新宿区（教育支援課）、江東区（学校支援課、放課後支援課）、世田谷区（生涯学習・地域・学校連携課）、杉並区（学校支援課）、北区（学校地域連携担当課長）、板橋区（学校地域連携担当課長）、葛飾区（地域教育課）などがある（出典：東京都教育庁地域教育支援部『平成26年度区市町村生涯学習・社会教育行政データブック』）。
- ¹⁶ 地域教育推進ネットワーク東京都協議会（会長：東京都教育庁次長、副会長：公益社団法人経済同友会「学校と経営者の交流活動推進委員会」委員長）には、平成28年1月現在で、463団体が加盟している。協議会事務局は、教育庁地域教育支援部生涯学習課が担当している。
- ¹⁷ 平成20年6月の社会教育法改正では、第9条の3第2項（「社会教育主事は、学校が社会教育関係団体、地域住民その他の関係者の協力を得て教育活動を行う場合には、その求めに応じて、必要な助言を行うことができる。」）が新設され、社会教育主事の職務の一つに、学校教育支援が加わった。
- ¹⁸ この考え方は、ロバート・パットナムらが提唱した「ソーシャル・キャピタル」の概念に通じるものである。パットナムによれば、ソーシャル・キャピタルとは「人と人とのつながり・ネットワーク・信頼関係・規範」といった社会の特性を指す。このようなソーシャル・キャピタルが充実していれば、社会の新しい課題に対応でき、社会の効率性が増すと考えられている。
- ¹⁹ ソーシャル・サポート・ネットワークとは、「社会生活を送る上での様々な問題に対して、身近な人間関係における複数の個人や集団の連携による支援体制」を指す。
- ²⁰ この考え方は、レイヴとヴェンガーが提唱した「正統的周辺参加」（社会的な実践共同体への参加の度合を増すこと）が学習であるとする捉え方に依拠している。正統的周辺参加論は、学校以前からの徒弟制において熟達者から新入りに技が伝承していく様子を観察した研究を元にしてしている。最初は下っ端の仕事をしてしながら、熟達している人がこなしている、より重要な仕事を見よう見まねで覚えていく。徐々に「周辺の」な位置から「中心的」な役割を果たすようになっていく姿を「学習」と捉え、下っ端であってもその共同体の「正規メンバー（＝正統的）」であり、周辺部分から徐々に参加度を増していくという意味で「正統的周辺参加」論と名付けられている（参考文献：ジーン・レイヴ、エティンヌ・ヴェンガー『状況に埋め込まれた学習－正統的周辺参加』、平成5年、産業図書）。

第2章 東京都における地域教育推進施策の到達点と課題

- 東京都は、第5期答申の地域教育プラットフォーム構想の提案を受け、地域における学校・家庭・地域の連携・協働の仕組みづくりに取り組んできた。本章では、これまでの地域教育推進施策の到達点と課題を整理する。

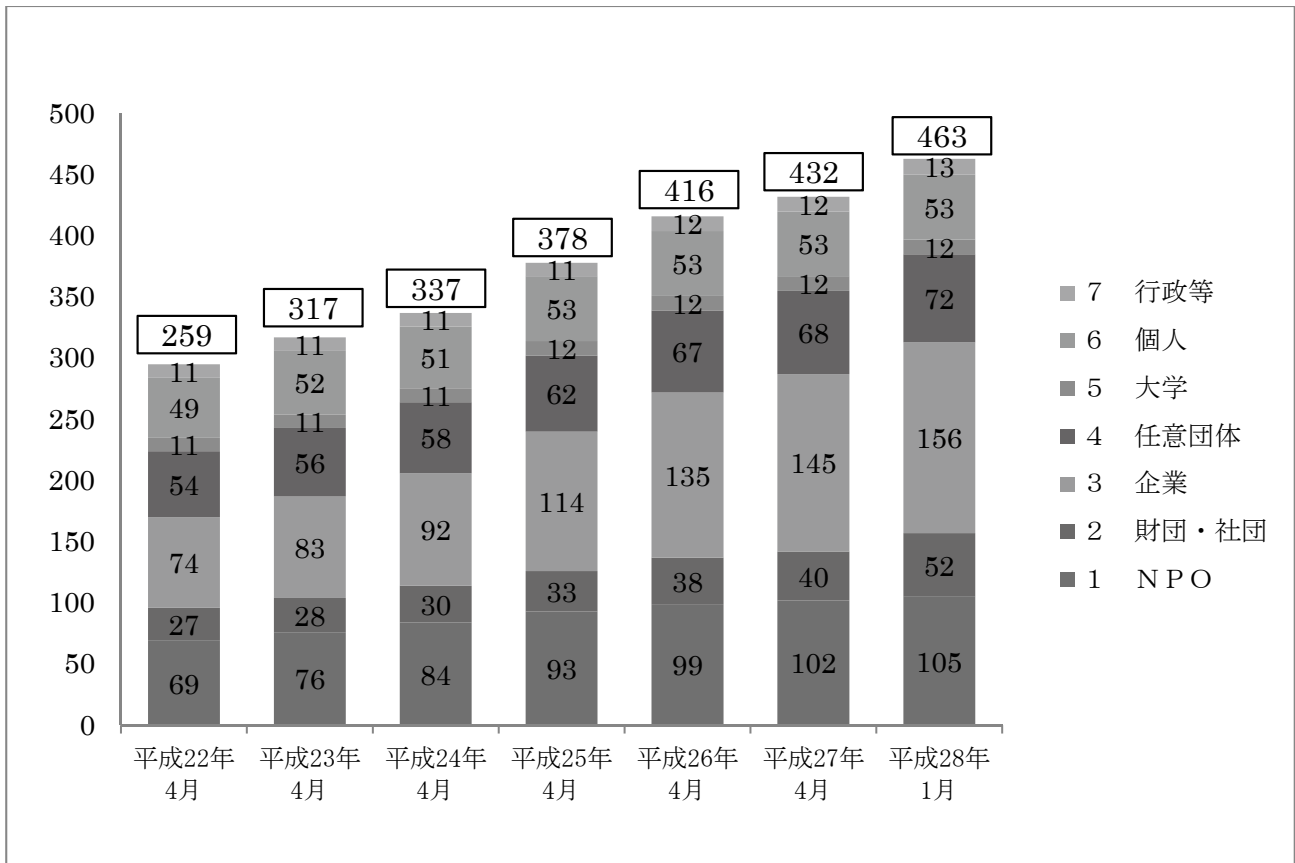
1 地域教育推進ネットワーク東京都協議会

- ネットワーク協議会は、子供の教育活動に、企業・NPO等の専門的な教育力を効果的に導入するためのネットワークづくりを目指して、平成17年8月に設置された。ネットワーク協議会の機能・役割を図示したのが、【図表5】である。



【図表5】 地域教育推進ネットワーク東京都協議会の機能・役割

- ネットワーク協議会は、当初、第5期東京都生涯学習審議会委員（以下「審議会委員」という。）や東京都の呼び掛けに応じた企業・NPO等の参画により設立された。その後、着実に会員団体数を伸ばし（【図表6】参照）、東京都レベルの地域教育プラットフォームとして、都立高校のキャリア教育²¹支援をはじめ、区市町村の地域コーディネーターと企業・NPO等関係者との相互交流の機会を提供している。
- ネットワーク協議会が着実に活動を広げることができた要因は、ネットワーク化の初期段階において、地域教育プラットフォーム構想の趣旨を理解し、賛同してくれる方々に対し、審議会委員や東京都の社会教育主事が直接働き掛けるという手法を用いたことにある。換言すれば、「ミッションの共有化」を重視したネットワークづくりに取り組んだことに特徴がある。



【図表6】 地域教育推進ネットワーク東京都協議会会員団体数の推移

- ネットワーク協議会事務局（東京都教育庁地域教育支援部生涯学習課）は、会員団体等に教育支援活動を具体的に実施するよう働き掛けを行った。また、会員団体等から要請があった場合は、教育支援活動を展開できる機会や場を用意するため、都内各地の地域コーディネーターに協力を依頼した²²。
- 具体的な教育支援活動を通じて、会員団体等は学校や地域の教育ニーズに応えた教育プログラムを提供することの必要性を実感していった。このようにしてネットワーク協議会は、企業・NPO等関係者と地域コーディネーターとの間で「学習する組織（Learning Organization）」²³を形成していったのである。
- ネットワーク協議会の活動は、課題別部会（以下「部会」という。）と教育支援コーディネーター・フォーラム（以下「フォーラム」という。）を軸に展開してきた。部会は、その時々々の教育課題について関心を持つネットワーク協議会のメンバーが、提起されたテーマごとに集まり、研修や相互研さんを行うとともに、具体的な教育支援活動を展開するというコンセプトの下、設置されるものである。部会の構成²⁴は、教育施策の課題に応じて年度ごとに変えることを基本としている。
- 部会の中で、継続的に活動を展開しているのが教育支援コーディネーター部会（以下「コーディネーター部会」という。）である。コーディネーター部会は、平成19年

度に設置され、地域コーディネーターの相互研さんの場としての役割を果たしている。平成 20 年度からは、コーディネーター部会に参集した地域コーディネーターたちが、学校支援の現場で感じた問題意識を基に、自主研修を企画するという取組も進めてきた。

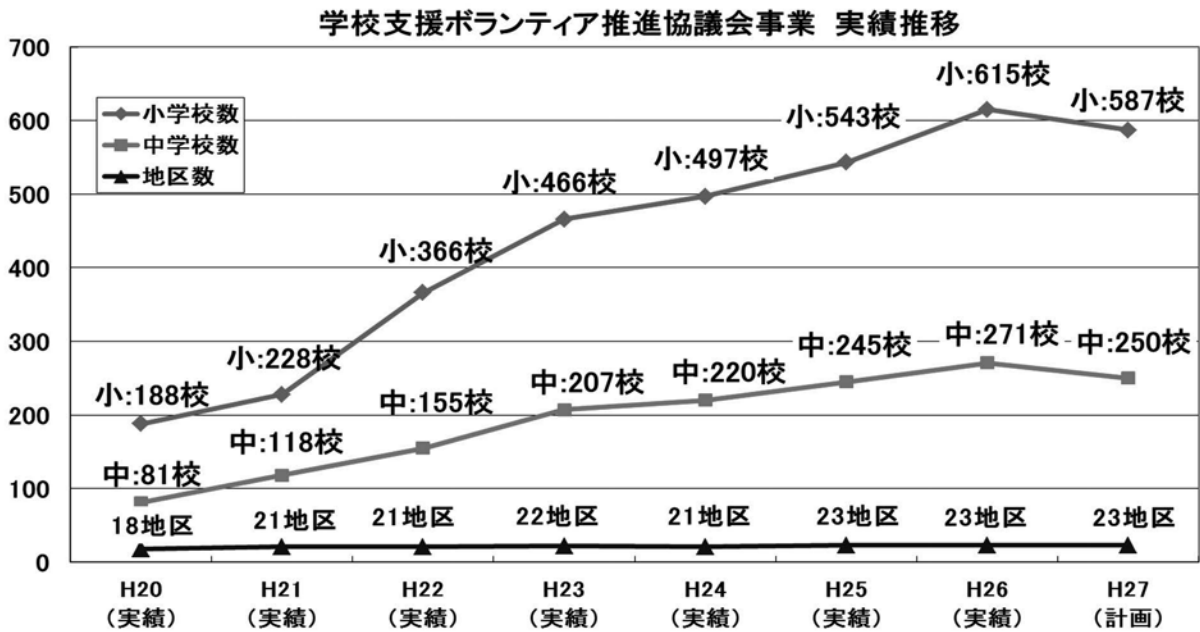
- フォーラムは、ネットワーク協議会の会員団体等と地域コーディネーターとの交流機会を提供する目的で、年 1 回のペースで実施してきた。フォーラムの企画はコーディネーター部会のメンバーを中心に構成される企画委員会によって担われてきた。
- フォーラムへの参加者数は着実に伸び、ネットワーク協議会の会員団体等と地域コーディネーターや放課後コーディネーターとの交流の場として定着している。

2 区市町村への地域教育推進施策の現状

- 東京都による区市町村への地域教育推進に関する施策は、学校教育支援施策という観点から「学校支援ボランティア推進協議会事業」と、学校外教育支援施策という観点から「放課後子供教室推進事業」を中心に展開されてきた²⁵。
- 学校教育支援施策のねらいは、学校教育活動の中に地域住民をはじめとした外部の社会資源が持つ教育力を効果的に導入することである。例えば、児童・生徒が地域住民との様々な交流・体験を通じて、地域社会を身近に感じることや、キャリア教育等の場面で、企業・NPO等で働く社会人と出会うことによって、実社会のことを知り、多様な大人のモデルを知る機会を作ることである。

(1) 学校支援ボランティア推進協議会事業

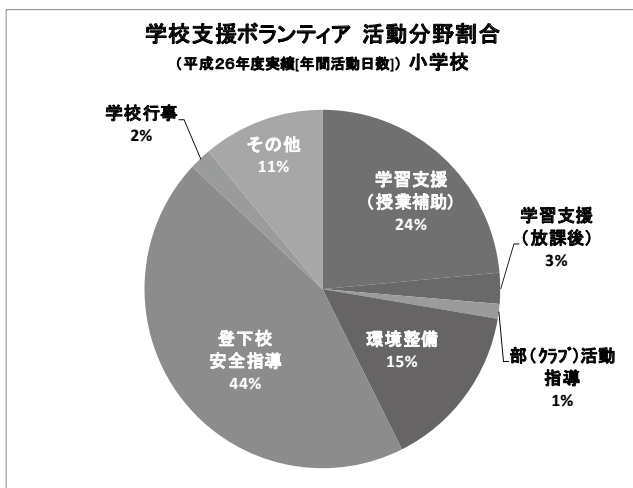
- 学校支援ボランティア推進協議会事業は、平成 20 年度から実施されている。実施地区は、平成 20 年度の 18 地区から平成 27 年度の 23 地区と漸増しているという状況であるが、実施校数で見ると、平成 26 年度の実績は平成 20 年度と比較して、小学校、中学校ともに約 3.3 倍となっている（【図表 7】参照）。



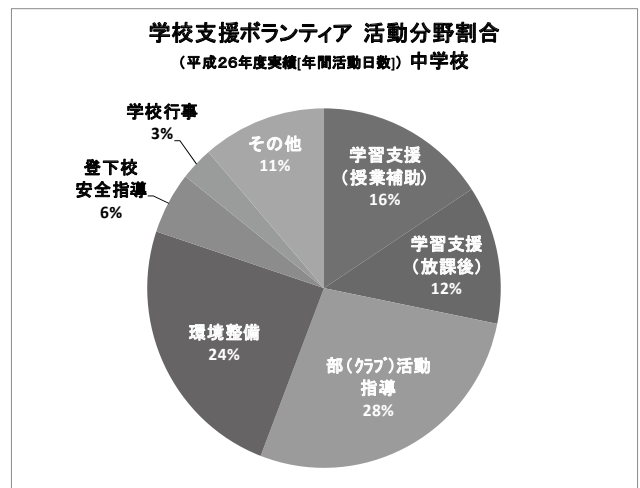
(注) 27年度は、八王子市が中核市となり、国の直接補助を受けているため、上記の数値から除外している。

【図表 7】 学校支援ボランティア推進協議会事業 実績推移

- 次に、平成 26 年 12 月に東京都教育庁地域教育支援部が行った調査を基に、学校支援ボランティア推進協議会事業の取組内容を検討していく。
- 学校支援ボランティアの活動分野の割合を示したのが、以下の【図表 8 - 1】(小学校)と【図表 8 - 2】(中学校)である。



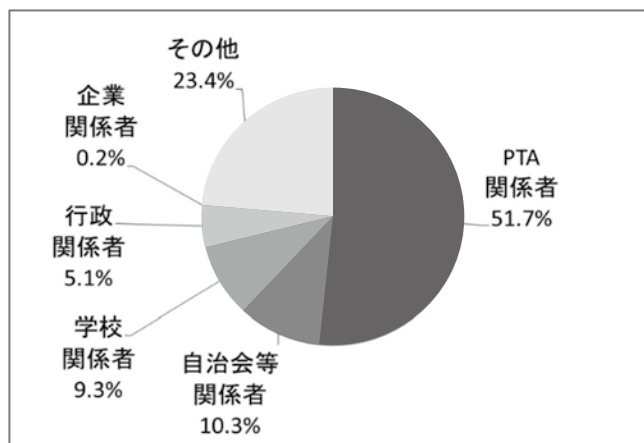
【図表 8 - 1】



【図表 8 - 2】

- 活動内容を小学校と中学校で比較してみると、小学校では、「登下校の安全指導」(44%)の割合が最も高く、次いで「学習支援(授業補助)」(24%)、「環境整備」(15%)となっている。一方、中学校では、「部活動指導」(28%)、「環境整備」(24%)、「学習支援(授業補助)」(16%)という状況となっている。

- 学校支援ボランティア推進協議会事業の中核的役割を担うのが地域コーディネーターである。平成26年度に地域コーディネーターを委嘱されている者は約1,400人であり、その属性を示したのが【図表9】である。地域コーディネーターの半数以上がPTA関係者(51.7%)であり、次いで自治会等関係者(10.3%)、退職教員等の学校関係者(9.3%)となっている。

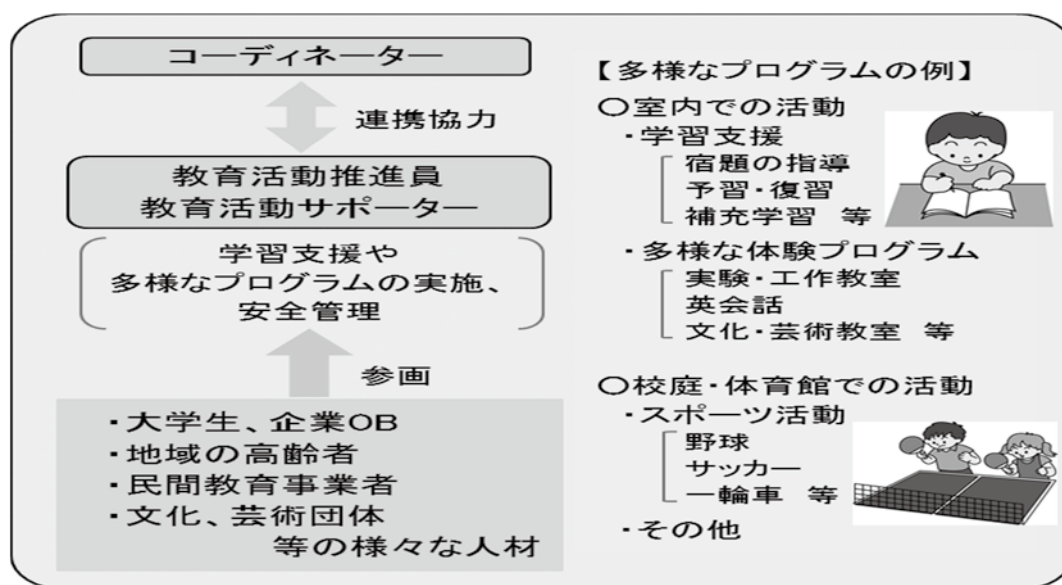


【図表9】 地域コーディネーターの属性（平成26年12月、東京都教育庁調査）

- PTA関係者の割合が高い理由は、学校の経営方針や教育活動への良き理解者として、学校からの信頼が厚いためであると考えられる。PTA関係者は、将来の地域活動の活性化の担い手としての期待も高く、地域コーディネーターとしてのスキルアップを図ることが期待される。
- 本事業を実施している区市町からは、「学校支援ボランティア推進協議会の活動を通じて、地域住民と学校との連携が進み、地域住民の学校理解が深まった」、「学校支援ボランティア推進協議会がコーディネート機能を発揮することにより、企業やNPO等の教育プログラムを学校で実施することができ、教員の授業づくりへの意欲が高まった」という評価の声も聞かれる。
- その一方で、この調査結果を見ると、小中学校いずれにおいても学習支援（授業補助）の割合が低く、学校教育支援施策のねらいに照らしてみると、教育課程の内容に関する支援活動を活性化させることが今後の課題である。

(2) 放課後子供教室推進事業

- 学校外教育支援施策のねらいは、地域住民をはじめとした様々な大人との世代間交流や異年齢集団活動など、子供が他者に共感することや自分が掛け替えのない存在であること、社会の一員であることなどを実感し、思いやりの心や規範意識を体得していく機会や場²⁶を用意していくことにある。
- 放課後子供教室推進事業は、学校外教育支援施策の一環として、全ての子供を対象として、放課後や週末等に安全・安心な子供の活動拠点（居場所）を設けている。地域の人々の協力を得て、子供の学習、スポーツ・文化活動、地域住民との交流機会を提供することにより、子供が地域社会の中で、心豊かに健やかに育まれる環境づくりを推進している（【図表 10】参照）。
- 放課後子供教室は、52 区市町で実施されており、放課後子供教室に登録する児童数は、334,384 人、1 教室・1 日当たりの参加児童数は、50.4 人となっている（平成 27 年度実績）。



【図表 10】 放課後子供教室のイメージ

- 放課後子供教室の運営に関わるスタッフの数は、放課後コーディネーターで 802 人（1 自治体の当たりの配置人数 15.4 人）、教育活動サポーター 699,830 人（1 教室・1 日当たり 3.7 人）、教育活動推進員 91,635 人（1 教室・1 日当たり 0.5 人）となっている（いずれも平成 25 年度実績）。
- 放課後子供教室推進事業の実施により、地域住民が子供の教育に関わる機会が増え、世代間交流の機会が増えたこと、放課後活動の場として学校が位置付けられたことで、学校の地域拠点性が高まったという評価がある。

○ 次に、放課後子供教室の活動内容について以下に整理した。

- 1 放課後等の自由時間の中で、子供が自主的に行う活動〔活動割合として全体の81%を占める〕
 - (1) 自主学习：宿題を含めた個人の予習・復習（34%）
 - (2) 自由遊び：準備されたプログラムがなく、校庭・体育館・教室等で自由に遊ぶ（47%）
- 2 活動プログラムを企画し、特定の時間を設け、教育活動推進員等指導できる人材を配置して行う活動〔活動割合：全体の20%を占める〕
 - (1) 学習・教室〔「自主学习」以外に英会話・パソコン教室等学習要素を含むもの〕（5%）
 - (2) スポーツ（4%）
 - (3) ゲーム・レク〔集団遊びを含む〕（3%）
 - (4) 文化・芸術・音楽（演奏・鑑賞）、絵画等（2%）
 - (5) 工作・調理（4%）

○ これらの状況をみると、放課後子供教室推進事業全体の活動実績で、自主的に行う活動（「自主学习」＋「自由遊び」）の割合が81%を占めており、具体的な活動プログラムを用意している教室は少ないのが現状である。

○ 放課後子供教室は都内全域に広がり、定着したといえる。しかし、全ての子供を対象とするという事業目的に照らしてみれば、1教室の規模、内容ともに、改善の余地が残されている。

○ 具体的には、自主学习と自由遊びの取組内容に改善すべき点がある。放課後子供教室が学校外教育支援施策という位置付けで取り組まれているという趣旨を踏まえれば、子供・若者の自主性・自発性を喚起する指導者の関わり方が肝要である。単に場を用意し、見守ってさえいれば子供が自発的に交流を進められるわけではない。放課後子供教室に関わる指導者には、子供が自主的・自発的に関わることができるような学習環境を設定するファシリテーター²⁷的な役割を果たすことが期待されている。

○ 加えて、放課後子供教室には、学校教育活動では十分に対応することができない取組を地域住民等の力を借りながら実施することが期待されている。例えば、家庭での学習習慣が身に付いていない子供へのフォローアップや、子供の体力向上に向けた取組などを充実させることも重要である。

○ また、放課後子供教室推進事業は、国の施策フレーム（「放課後子ども総合プラン」²⁸）においては、厚生労働省が担う学童クラブ²⁹（事業名：放課後児童健全育成事業）と一体的に推進することとなっている。また、平成27年5月に東京都が策定した「東京都子供・子育て支援総合計画」においても放課後の居場所づくりの項目の中に、学童クラブと放課後子供教室が併記されており、地域の状況に応じて、柔軟に連携・協働しながら、子供の育成に取り組んでいく必要がある。

3 都立学校への支援

(1) 都立高校への支援

- ネットワーク協議会は、都立高校への教育活動支援に大きく貢献した。最初に取り組んだのは、教科『奉仕』（平成 19 年度から都立高校で実施）への協力である。30 を超える会員団体等が、「都立高校教育支援コーディネーター事業」³⁰の担い手として、都立高校における 180 課程の奉仕体験活動を支援し、高校関係者から高い評価を得た。
- 現在では、「都立高校改革推進計画」に基づき、「都立高校生の社会的・職業的自立支援教育プログラム事業」（以下「社会的・職業的自立プログラム」という。）の実施に協力している。この事業は、会員団体等がキャリア教育に関するプログラムを開発し、都立高校に提供するものである。
- 特徴的なのは、生徒の実状や高校の教育計画に適合するように、プログラムのカスタマイズを行う仕組みを用意していることである。平成 27 年度現在、普通科高校を中心とした 138 課程で、「社会的・職業的自立プログラム」が導入されている。
- また、この事業の効果的活用を図るため、ネットワーク協議会事務局は、都立高校の進路指導担当やキャリア教育担当教員を対象とした「都立高等学校キャリア教育推進者連絡協議会」の運営（平成 24 年度から平成 26 年度まで）に積極的に協力することで、企業・NPO等が提供する教育支援プログラムの内容を、都立高校の教員に体感してもらうという取組を実施してきた。

(2) 都立特別支援学校への支援

- 都立特別支援学校への支援は、主に放課後活動や土曜日の活動への支援を中心に実施している³¹。
- 例えば、都立あきる野学園では、平成 14 年の学校週 5 日制完全実施をきっかけに、保護者やボランティアサークルを中心に「あきるのクラブ」を設立し、地域のサークルや企業等の協力を得ながら、スポーツ、レクリエーション等の活動を展開している。
- ネットワーク協議会独自の取組としては、都立特別支援学校における放課後子供教室の活動プログラムの一環として、防災教育に取り組む会員団体等のNPOが「親子の防災体験プログラム」を提供している事例がある。

4 東京都における地域教育推進施策の今後の課題

- 東京都は、ネットワーク協議会という広域的教育プラットフォームを通じて、区市町村の地域教育推進の取組の支援及び都立高校への支援に取り組んできた。今後こうした取組を更に推進していく上での課題を以下に挙げる。

(1) 区市町村支援の課題

- 第一に、区市町村ごとにネットワーク協議会との連携・協力関係に濃淡があり、ネットワーク協議会の取組が全都的に広がっていない状況がある。
- 特に、学校支援ボランティア推進協議会の未設置区市町村の小中学校に対し、企業・NPO等による教育プログラムの提供の在り方等についての検討が求められる。
- 第二に、地域からの教育支援を効果的に受け入れるための学校側の体制づくりが十分ではない。
- 学校が地域や社会の資源を有効に活用していくためには、「チームとしての学校」という観点からの校内体制づくりが求められる。具体的には、地域や教育委員会との連絡・調整、学校の支援ニーズの把握・調整等、地域との連携窓口を校内にどのように作っていくかが、課題として挙げられる。
- 企業・NPO等、学校外の社会資源は、主として総合的な学習の時間を中心に導入されている。しかし、単発的なプログラム活用にとどまる場合も少なくない。教育課程における効果的な活用のためには、プログラムを提供する企業・NPO等とプログラムを導入する学校との間で、プログラムのねらいについて、認識の共有を図ることが必要である。
- 第三に、学校支援ボランティア推進協議会事業と放課後子供教室推進事業との連携が進んでいないということである。
- 学校教育は、基礎学力の向上をはじめ、道徳心や社会性の習得、そして体力の向上を図ることを主たる目的としているのに対し、学校外教育の取組として実施している放課後子供教室は、異年齢集団による活動、世代間交流活動といった学校では取り組むことが難しい活動を、地域住民を中心に実施することが目的である。
- 重要なのは、学校・家庭・地域が子供の育成観を共有した上で、各々が役割を果たしていくということである。しかし、現状では、学校教育支援活動と学校外教育支援活動が目的を共有した取組を展開しているとは言い難い。

- 第四に、地域コーディネーターのスキルアップの機会が十分でないことである。
- 地域コーディネーターに期待される役割は、学校と地域・社会の連携・協働が進むように効果的な橋渡し役となることである。現状では、学校教育支援活動と学校外教育支援活動のそれぞれに、別々のコーディネーターが配置されているというケースも少なくない。求められているのは、地域教育プラットフォームの中核となるコーディネーションスキル³²を持った人材である。各地域で活躍する地域コーディネーターがスキルアップできるような機会を作ることが求められている。

(2) 都立高校への支援の課題

- これまで都立高校で実施した「社会的・職業的自立プログラム」の多くは単発的なものであった。今後は、このプログラムが系統的・継続的に活用される体制を作る必要がある。
- そのためには、都立高校がキャリア教育計画の中で、「社会的・職業的自立プログラム」の活用を系統的に位置付けることが求められる。それとともに、企業・NPO等の教育支援の質的向上を図ることも重要である。
- 今後は、ネットワーク協議会が企業・NPO等の関係者と都立高校の教員がプログラムの開発段階から協働できる仕組みを作ることなどを通じて、系統的なキャリア教育を実施するとともに、提供するプログラムの質を向上させる必要がある。
- これまでのネットワーク協議会の取組では、都立高校生への「職業教育」³³を支援するという視点が欠けていた。「都立高校改革推進計画」の策定により、中途退学の未然防止や中途退学者等への進路支援に対する取組の必要性が高まってきたことを踏まえ、都立高校が実施する職業教育の取組支援を充実する必要がある。そのためには、雇用・労働行政をはじめとした関連行政との連携を進めることが不可欠である。

(3) 都立特別支援学校への支援の課題

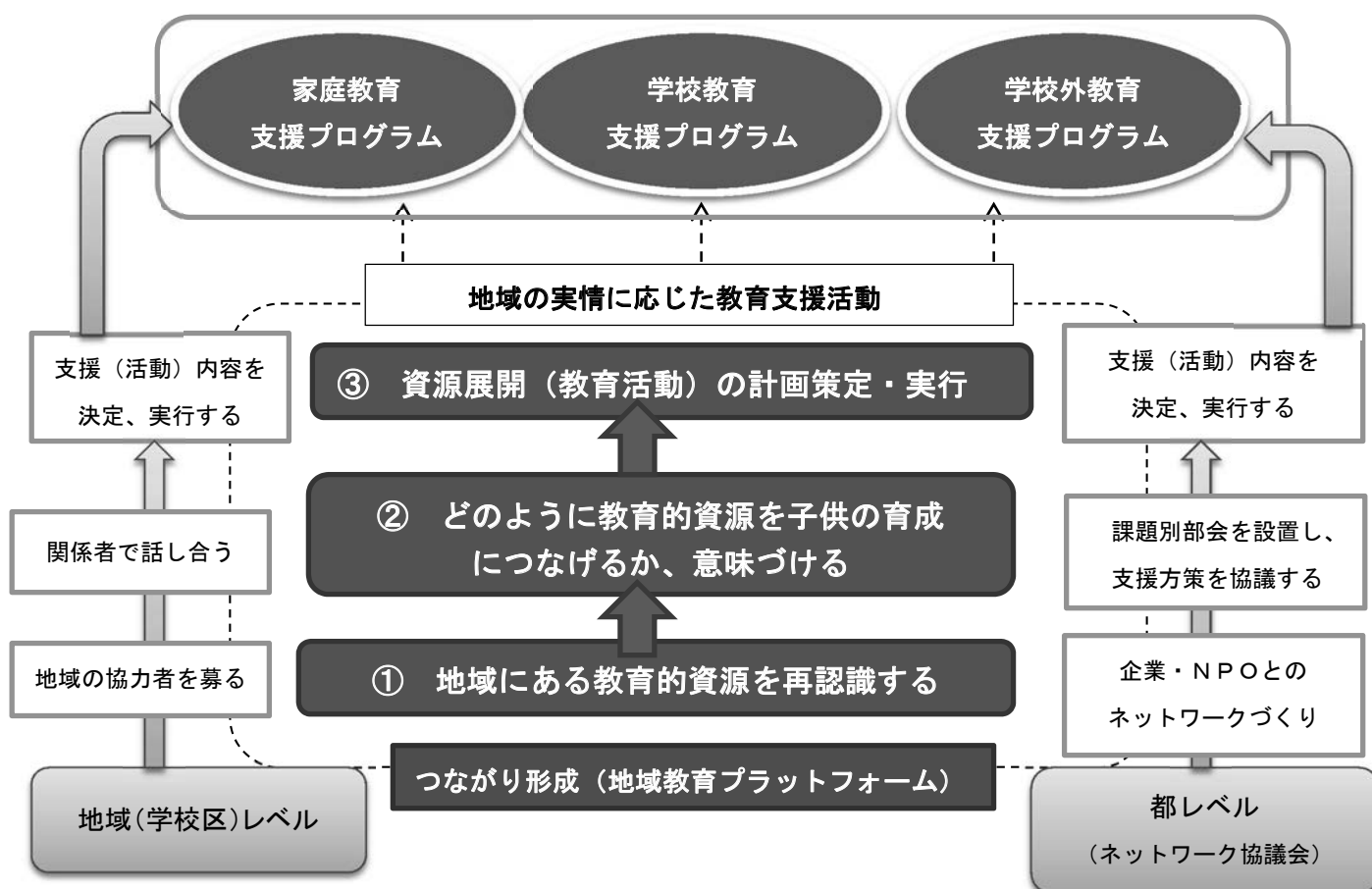
- 都立特別支援学校では、平成22年11月に策定した「東京都特別支援教育推進計画第三次実施計画」を踏まえ、関係機関及び民間企業等との積極的な連携によって職業教育の充実や就労に向けた新たな職種・職域の開拓を進めている。また、大学や専修学校等とも緊密な連携を図りながら取組を展開している。
- ネットワーク協議会による都立特別支援学校への支援は、これまで主に学校外教育の分野において展開されてきた。今後は、都立特別支援学校のニーズを踏まえながら、企業やNPO等の教育資源の効果的活用方策について、検討する必要がある。

- ²¹ 平成 23 年 1 月の中央教育審議会答申では、キャリア教育を「一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育」と定義している。
- ²² 第 5 期東京都生涯学習審議会の委員には、渋谷区や杉並区、そして小平市という具体的なフィールドで教育支援コーディネート活動を展開しているメンバーが加わっており、これらの区市の小中学校や都立高校等が協力して、ネットワークの会員団体等に教育プログラム提供の機会を設定した。
- ²³ 「学習する組織」とは、ピーター・センゲが提唱した概念で、「人々が継続的にその能力を広げ、望むものを創造したり、新しい考え方やより普遍的な考え方を育てたり、人々が互いに学びあうような場」と定義されている。
- ²⁴ ネットワーク協議会設立時（平成 17 年 8 月）に設置した部会は、「キャリア教育支援部会」、「奉仕体験活動支援部会」、「日本の伝統文化理解教育支援部会」、「学校教育支援部会」、「家庭教育支援部会」という構成であった。その後も東京都における主要施策に対応するための部会（例えば、校庭の芝生化推進部会や防災教育・防災学習の推進部会等）を設置している。平成 27 年度は、「教育支援コーディネーター部会」、「都立学校支援部会」、「区市町村支援部会」、「地域・団体連携協働部会」の構成となっている。
- ²⁵ 家庭教育支援施策事業としては、平成 19 年 12 月の第 7 期東京都生涯学習審議会第一次答申「乳幼児期からの子供の発達を地域で支えるための教育環境づくりの在り方について」を受け、平成 20 年度に東京都が施策化した「乳幼児期からの子供の教育支援プロジェクト事業」がある。この事業は現在でも実施しているが、主に①ウェブサイトの解説、②指導者向け教材の作成、配布、③家庭教育支援施策研修（指導者、担当職員向け）の 3 点から、広域行政の立場からの施策普及に努めている。詳しくは、<http://www.nyuyoji-kyoiku-tokyo.jp/>を参照のこと。
- ²⁶ 学校教育では取り組みにくい課題、例えば、遊びを通じた様々な体験、自然体験、ボランティア活動をはじめとする社会体験等が考えられる。
- ²⁷ ファシリテーターとは、「(仕事を)容易にする、手助けする、促進する人」のことを指す。ここでは、単に知識を与えて頭で理解させるのではなく、同じ体験を共有し、感じることを通じて子供たちの関心を引き起こしていく役割を果たす者という意味で用いている。
- ²⁸ 文部科学省のホームページ (<http://manabi-mirai.mext.go.jp/houkago/propulsion.html>) では、放課後子ども総合プランの意義を、以下のように紹介している。「保育所を利用する共働き家庭等においては、児童の小学校就学後も、その安全・安心な放課後等の居場所の確保という課題に直面します。いわゆる「小 1 の壁」を打破するためには、保育サービスの充実のみならず、児童が放課後等を安全・安心に過ごすことができる居場所についても整備を進めていく必要があります。加えて、次代を担う人材の育成の観点からは、共働き家庭等の児童に限らず、全ての児童が放課後等における多様な体験・活動を行うことができるようにすることが重要であり、全ての児童を対象として総合的な放課後対策を講じる必要があります。」
- ²⁹ 学童クラブの目的は、保護者が労働等により昼間家庭にいない者に、授業終了後に児童厚生施設等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図ることにある。東京都において学童クラブは、平成 26 年 5 月現在、都内 54 の自治体（22 区、26 市、5 町、1 村）に 1,748 か所、登録児童数 89,327 名の規模で取組が展開されている。
- ³⁰ 都立高校教育支援コーディネーター事業は、平成 18 年 11 月の第 6 期東京都生涯学習審議会建議を受け、都立高校が実施する奉仕体験活動の機会や場のコーディネート役を NPO や地区ボランティアセンターの職員が担うという事業である。この事業は実際に導入した高校の 8 割以上の関係者から「教員だけでは企画することができない体験活動の機会を提供、コーディネートしてもらうことができ、生徒や教員たちの社会性を高める上で効果があった。」という評価を得ることができた。
- ³¹ 平成 27 年度現在、「都立特別支援学校における放課後等活動支援事業」という名称で、特別支援学校 16 校で実施している。
- ³² 今後求められるコーディネーションスキルには、単なる橋渡し役でなく、社会が時々刻々と変化していることを、リアリティを持って子供に伝えることができるスキルなども含まれる。
- ³³ 平成 23 年 1 月の中央教育審議会答申では、職業教育を「一定又は特定の職業に従事するために必要な知識、技能、能力や態度を育てる教育」としている。また、同答申では、職業教育の必要性を「社会が大きく変化する時代に於いては、特定の専門的な知識・技能の修得とともに、多様な職業に対応しうる社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる能力の育成も重要」としている。

第3章 今後東京都が進めるべき「地域教育」推進の在り方

1 地域教育プラットフォームの意義

- 地域教育プラットフォームにおける「プラットフォーム (platform)」とは、「いろいろな人々が相集い、相互作用によって、予期もしないような活動や価値を次々と生み出していく状態を創り出していくコミュニケーションの基盤となる道具や仕組み」³⁴を意味する。
- これを踏まえて、地域教育プラットフォームの意義を説明すれば、地域の人々や地域社会を構成する主体が様々なプロジェクトを企画、実施することによって生じた相互作用が、子供・若者の内発的動機付けを高めるなど、学校単独では取り組むことができない新たな教育活動を生み出すことにある。地域教育プラットフォームが地域にある様々な社会資源（ヒト、モノ、カネ、情報）を子供・若者の育成にとって効果的な教育資源に変換していくプロセスを【図表 11】に整理した。



【図表 11】 地域教育の資源化のプロセス

2 地域教育プラットフォーム構想 今後の展開の考え方

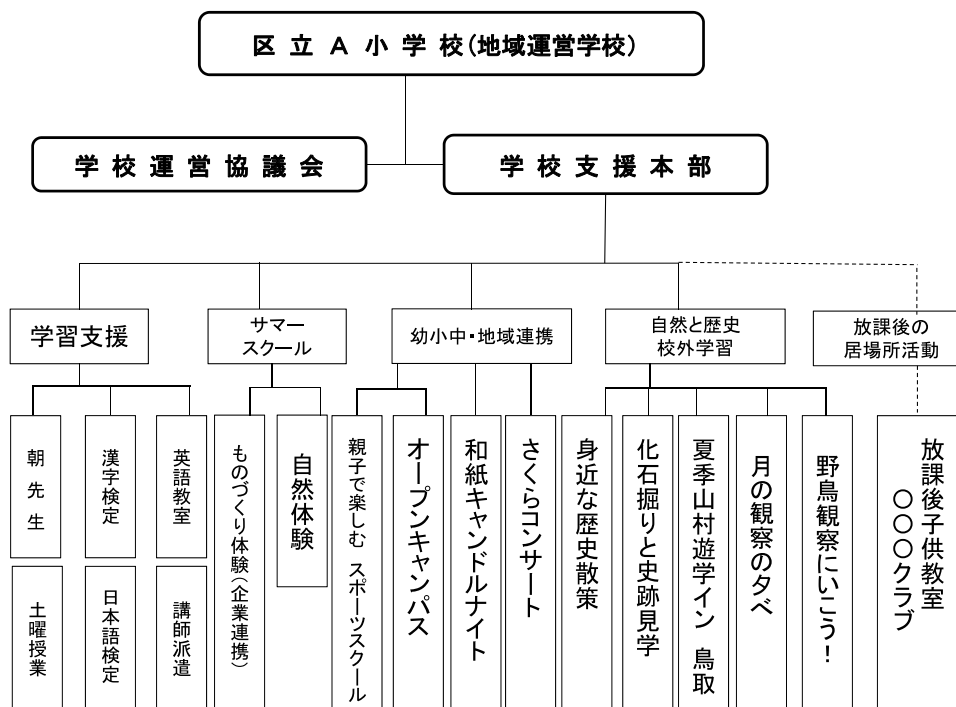
- ここでは、国や都における教育改革の動向を踏まえ、地域教育プラットフォーム構想を今後のどのように展開していくべきかについて、本審議会の考え方を提示する。

(1) 小中学校区における地域教育プラットフォームづくり

- 地域教育プラットフォーム構想の基本は、学校区レベルで学校・家庭・地域が連携・協働する仕組みづくりを推進することにある。
- 学校運営に関する地域住民等の関与という点では、これまでは学校評議員³⁵や学校運営協議会³⁶、学校関係者評価等といった学校ガバナンス強化の視点から仕組みづくりが進められてきた経緯があった。
- 現在進行中の中央教育審議会における審議の動向を見ても、単なる学校のガバナンス強化の視点だけではなく、「学校と地域は相互補完的に連携・協働していく」という視点から課題を捉えよう³⁷としていることが分かる。

ア 学校区レベルの地域教育プラットフォームの先進事例

- 現在、学校と地域の連携・協働を推進する仕組みとしての国の施策は、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の導入、学校支援地域本部の設置、放課後子供教室における体験活動の実施等であるが、ほとんどの区市町村ではこれらの仕組みを総合的・一体的な仕組みとして捉えず、個別に取組を展開している場合が多い。
- このような状況の中で、新たな学校運営の仕組みづくりと、それに基づく地域住民による学校教育支援と学校外教育支援の取組を総合的かつ一体的に推進しようという事例も見られる。それが区立A小学校の取組である。



【図表 12】 区立A小学校における学校・地域連携の仕組み

- 【図表 12】を見ると分かるように、A小学校では学校支援本部と学校運営協議会とが連携し、様々な教育活動を展開している。学校運営協議会は校長が編成した教育課程の方針を承認する役割を果たし、学校支援本部はその方針に基づき、総合的な学習の時間のプログラムの企画運営に関わる。それに加えて、学校単独では取り組むことが難しい①学習支援（朝先生、土曜授業等）、②サマースクール、③幼小中・地域連携、④自然と歴史・校外学習などの取組を学校と連携して実施するとともに、学校支援本部が中心となって放課後子供教室を実施している。
- A小学校では、放課後子供教室や土曜授業の実施等、通常の学校の教育活動とは趣きが異なった取組を学校支援本部と学校が連携しながら、総合的かつ一体的に進めていることにより、子供は、学力の習得のみならず、体験学習や異学年交流、多世代間交流など、様々な教育・学習機会を得ることができている。A小学校の取組は、学校区レベルの地域教育プラットフォームが目指すべきモデルを提示している。
- 都内全域を見れば、A小学校のように、学校教育支援活動や学校外教育支援活動を実施できる条件を十分に満たしている学校は多くはない。学校が存立している地域環境（交通アクセスの状況、学校区内の教育資源として活用できる施設の有無等）や地域住民等の学校支援に関する意識の高さ、学校支援に協力的な地域NPOの有無、行政のバックアップ体制の有無によって、地域教育プラットフォームづくりの在り方は、異なってくる。

- 都内全域に小中学校区レベルでの地域教育プラットフォームを定着させるためには、それぞれ地域の特性を踏まえ、地域の強みを生かして、地域教育プラットフォームづくりを進めることが求められている。

(2) 区市町村と連携した地域教育プラットフォームづくりへの支援

- 小中学校区レベルの地域教育プラットフォームづくりを支援するために、東京都は、区市町村と連携し、以下の取組を進める必要がある。
- 区市町村との連携は、これまでの取組において、対応が最も遅れているところである。小中学校への支援は原則として区市町村の役割であり、東京都は区市町村や学校からの求めがあった場合において、それらの学校への支援を行うことが可能となる。このことを踏まえ、東京都は以下に挙げる取組を進めていく必要がある。
- 第一に、学校支援ボランティア推進協議会を設置している区市町村との連携を図ることである。
- これまでは、区市町村を通じて地域コーディネーターにネットワーク協議会が実施するフォーラムや教育支援コーディネーター・ミーティングへの参加を呼び掛けるなどの連携を進めてきた。
- 今後は、区市町村の担当者との連絡協議の場を充実するなどの方策を通じて、一層の連携・協力体制づくりに取り組むことが重要である。特に、地域コーディネーターのスキルアップや地域からの教育支援を効果的に受け入れていくための学校側の体制づくりの在り方について、東京都と区市町村とで問題意識を共有していくことが大切である。
- また、学校支援ボランティア推進協議会と放課後子供教室の一体的推進の在り方についても検討が必要である。平成27年12月21日に出された中央教育審議会答申において、「地域学校協働本部」³⁸という考え方が示された。これは、学校区レベルの地域教育プラットフォームの機能そのものである。今後は国における施策化の動向を踏まえながら、区市町村との間で「地域学校協働本部」の設置に向けた調整を進めていくことが求められる。
- 第二に、東京都として、区市町村レベルでの教育プラットフォームづくりを支援することである。
- 例えば、ネットワーク協議会の支部的機能を区市町村に設置してもらうよう働き掛けることである。このことを通じて、東京都が構築してきた企業・NPO等の教育支援ネットワークを区市町村が活用することが可能となる。

- 第三は、学校支援ボランティア推進協議会を設置していない区市町村の小中学校への支援を進めていくことである。
- これらの区市町村に対しては、地域学校協働本部の設置を継続的に働き掛けていくことである。それとともに、小中学校の管理職や区市町村教育委員会の指導主事等に対し、ネットワーク協議会の取組についての周知、理解を図ることが重要である。実際、小中学校の校長から求めがあった場合には、ネットワーク協議会として支援を行うことは可能であり、このような取組を積極的に進めていく必要がある。
- 第四に、小中学校区における地域教育プラットフォームづくり支援を行う上で、「子供の貧困対策に関する大綱」³⁹の趣旨を十分に配慮する必要がある。
- 全ての子供たちが家庭の経済状況等にかかわらず、その能力を伸ばし、社会的に自立できるような成育環境づくりが進むよう、地域教育プラットフォームづくりには、ソーシャルインクルージョン⁴⁰の理念を盛り込むことが大切である。

(3) 都立学校への支援

ア 都立高校への支援

- 都立高校には、様々なタイプの学校がある。普通科高校、専門学科高校、総合学科高校をはじめ、単位制高校、チャレンジスクール⁴¹や昼夜間定時制高校⁴²、エンカレッジスクール⁴³などがある。さらに、全日制課程と定時制課程の区分もある。そうした中で地域と密接な関係を築いている高校もあれば、地域との関係が余り深くない高校もある。
- 地域や同窓会、PTAなどと密接な関係を持っている都立高校の場合、都立高校が中心となり、それらの関係団体等とのネットワークづくりを進めていくことが重要である。一方、学校のタイプにより、必ずしも地域等との密接な関係を築いてこなかった都立高校の場合も、まずは学校が存立する地域との関係づくりを検討する必要がある。そのためには、学校運営連絡協議会⁴⁴等の地域参画の仕組みを有効に活用することも考えられる。
- しかしながら、都立高校への支援を考える場合、身近な地域との関係づくりを進めるだけでは十分とはいえない。産業界など社会の様々な分野とのつながりを意識した学校外の社会資源との連携が不可欠である。そのためには都立高校が、ネットワーク協議会が培ってきた企業・NPO等のネットワークを、これまで以上に積極的に活用していくことが求められる。

(ア) 都立高校におけるキャリア教育支援

- ネットワーク協議会による都立高校へのキャリア教育支援の取組は、引き続き「社会的・職業的自立プログラム」を中心に実施していくことが重要である。これまでは、実社会を学ぶ機会が不足しがちな普通科高校を中心に本プログラムを導入してきたが、質的充実には至っていない。今後は、都立高校生が実社会で生きて働くことの意味を実感できるプログラムを、系統的かつ継続的に活用できるよう、都立高校を支援していく必要がある。
- また、次期学習指導要領の改訂で注目されているアクティブ・ラーニングや生徒がチームを組んで問題解決に取り組む学習などへの支援⁴⁵は、全ての都立高校で求められるものであり、ネットワーク協議会としても、このようなプログラムの充実が求められる。

(イ) 都立高校における職業教育支援

- 都立高校の中でも、進路が多様な普通科高校や夜間定時制高校に対しては、職業教育の提供という観点からの支援を行う必要がある。これらの高校では、就職を希望する生徒に対する職業教育の機会が十分用意されていないのが現状である⁴⁶。
- そこで、高校在学中に社会人・職業人としての基礎力を養うために、普通科高校で就職を希望する生徒に職業教育の機会を提供する必要がある。
- 現在、普通科の夜間定時制課程の都立高校の中には、既存の教育課程の見直し⁴⁷を図り、社会人としての基礎や職業について学ぶ機会を作ることを検討している学校もある。そこで志向されているのは、ハローワークや都立職業能力開発センターをはじめとした外部就労支援機関との連携である。ネットワーク協議会は、このような都立高校の要請に応えられるよう、雇用・労働分野へのネットワークを拡大していく必要がある。

(ウ) 都立高校における中途退学の未然防止等に関する支援

- 都立高校における中途退学問題に対する支援の取組は、第8期東京都生涯学習審議会建議及び「都立高校改革推進計画」を受けて始まったものである。平成24年度には、都立高校における中途退学の実態把握を行うため、東京都としては初の試みとして、本人を対象とした「都立高校中途退学者等追跡調査」⁴⁸（以下「中途退学者追跡調査」という。）を実施した。
- その調査結果を踏まえ、東京都は平成25年度から3年間の計画で「都立高校中途退学未然防止及び中途退学者等への進路支援事業」（以下「中途退学者等支援モデル事業」という。）を実施してきた。この中途退学者等支援モデル事業は、都立高校10校に対

し、①中途退学の未然防止、②中途退学をした者への切れ目のない支援、③進路未決定者への在学中の進路決定支援、④進路未決定卒業者への切れ目のない支援の取組を進めるものである。

- 中途退学者等支援モデル事業では、進路未決定者への在学中の進路決定に向けた支援について、各都立高校の進路指導部等との連携の下、若者支援NPOスタッフが、地元のハローワーク関係者、地域若者サポートステーション、都立職業能力開発センター等と協力関係を構築したことにより、進路未決定者の8割以上を進路決定に導く（平成26年度実績）ことができた。
- その一方で、中途退学を未然に防止する取組や中途退学した場合の切れ目のない支援を目指した取組に関しては、十分な成果を上げられたとは言い難い。このことには、様々な原因が考えられる。
- 第一に、支援体制の不十分さがある。中途退学者等支援モデル事業のスキームでは、若者支援NPOのスタッフの都立高校への派遣が1校当たり週1回のペースで行われていたため、計画的な面談等の関与しかできず、突発的に起きる生徒の問題に即応することができなかった。今後は、中途退学等の問題が集中的に現れる都立高校に、支援スタッフを恒常的に派遣することが求められる。
- 第二に、都立高校における不登校の問題と中途退学の問題を一体的に捉える視点⁴⁹が弱かったことである。「中途退学者追跡調査」の結果を見ても、チャレンジスクールや昼夜間定時制高校、夜間定時制高校に進学した者のうち、中途退学に至った者は、中学校時代の出席状況、成績、部活動への参加状況が、いずれも低いという結果が出ている⁵⁰。このことは、中学校時代に既に学校生活にある種のみならず、高校入学後も不登校傾向が続き、その結果中途退学に至るというケースも少なくないことを示している。今後は、不登校と中途退学を不可分の問題として捉える視点が重要である。
- 第三に、支援を受ける高校側の受け入れ体制が構築されていないことである。このことが、これまでの中途退学者等支援モデル事業が進路未決定者へのアプローチに限定されてしまった要因である。
- 平成28年2月に提出された「不登校・中途退学対策検討委員会 報告書」によれば、「学校における不登校・中途退学への対応は、その適切な解決に向け、学級担任のみならず、学校内の教職員が役割分担の下協力するとともに、支援チームや関係機関との連携を図りながら行う必要がある。そのためには、支援チームや関係機関との連絡調整を図り、校内の支援体制の構築に中心的な役割を担う教員（コーディネーター役）を、各学校で指定しておくことが必要である。」という指摘がある。

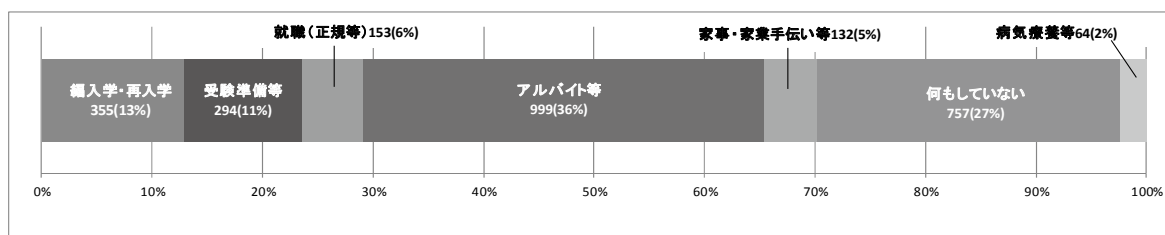
- 不登校・中途退学者対策を一体的に捉え、都立高校における校内体制の構築を進めるとともに、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー⁵¹をはじめ、若者を支援する関係機関等、教育分野のみならず、福祉、医療、労働等の分野との連携を図りながら、都立高校や都立高校生を取り巻くソーシャル・サポート・ネットワークを構築していくことが求められている。
- 不登校・中途退学への支援に関する分野の取組に関しても、今後は都立高校支援施策の一環としてネットワーク協議会の事業に明確に位置付け、様々なNPOや関係機関の支援が受けられるような体制整備が必要である。

イ 都立特別支援学校への支援

- 先に述べたように、障害のある生徒への職業教育の取組は、都立特別支援学校関係者の努力により、着実に取組が進められてきている。
- また、平成25年4月1日から、民間企業、国・地方公共団体等全ての事業主に対する障害者の法定雇用率が、民間企業では2.0%、国、地方公共団体等では2.3%に引き上げられ、障害のある人々の社会参加に関する法制度も整備されてきている。
- 障害のある人々がごく普通に地域で暮らし、地域の一員としてともに生活できる社会の実現がますます求められている。ネットワーク協議会として、「共生社会」の実現の観点から企業・NPO等と都立特別支援学校との連携の在り方について今後検討を進め、都立特別支援学校への効果的な支援策を講じる必要がある。

(4) 中途退学者に対する就労・再就学に向けた支援

- 都立高校をやむを得ず中途退学した者に対する就労・再就学に向けた支援にも積極的に取り組む必要がある。
- 平成27年10月に東京都が公表した「平成26年度における児童・生徒の問題行動等の実態について」の結果を見ると、都立高校における全日制の中途退学率は1.0%（平成9年度は3.6%）、定時制の中途退学率は11.3%（平成9年度は18.3%）となっており、年々漸減傾向にある。
- しかし、中途退学の問題は、雇用・労働政策の観点から見れば、非正規雇用・不安定就労に直結するおそれが多く（【図表13】参照）、看過できない重要な問題である。そこで、都立高校を中途退学した者に対し、中途退学後も一定の期間、継続的な支援を行うことを検討する必要がある。

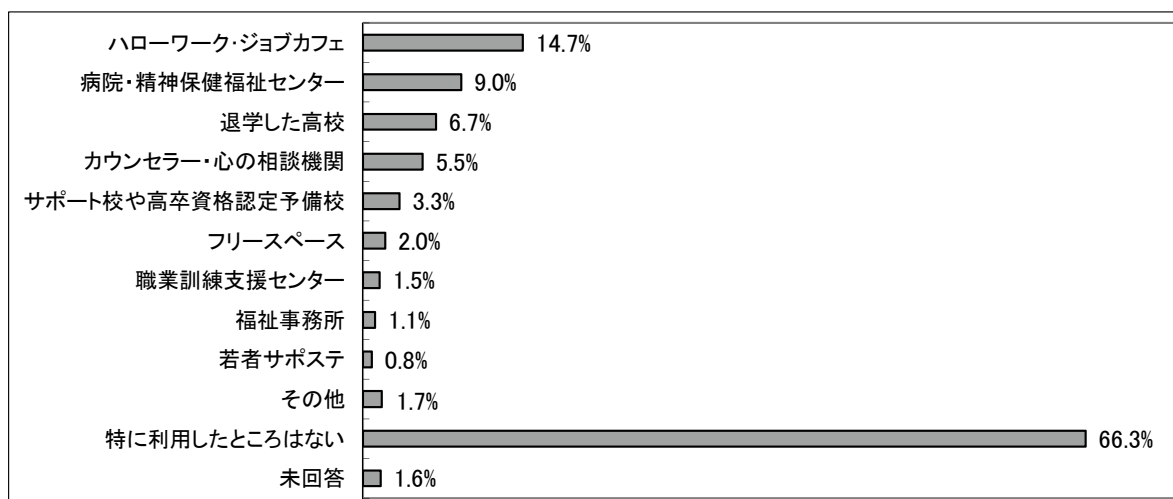


(注)平成26年度中途退学者2,754人の内訳

「平成26年度児童・生徒の問題行動等の実態について 参考資料」(東京都教育庁)より作成
調査日 翌年度4月18日現在

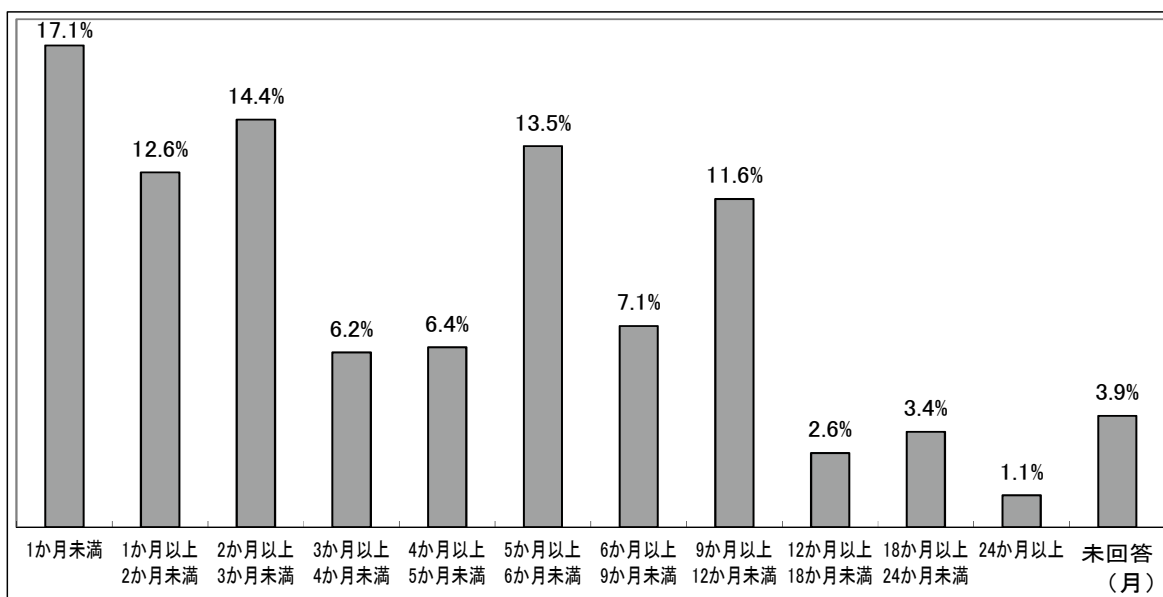
【図表 13】 中途退学者の進路状況（平成 26 年度）

○ また、「中途退学者追跡調査」によれば、中途退学後の支援機関の利用状況について「特に利用したことはない」と回答した者の割合が 66.3%と極めて高い（【図表 14】参照）。



【図表 14】 中途退学者の支援機関の利用状況

○ このことは、中途退学者を支援機関や支援サービスにつないでいく余地がまだ十分にあるということでもある。中途退学後「何もしなかった」期間の平均が 5.7 か月となっており（【図表 15】参照）、中途退学後何らかの行動に移すまでには一定のインターバル期間（猶予期間）があることを踏まえ、中途退学後の継続支援の期間を設定する必要がある。



【図表 15】 高校中退後何もしなかった期間

- 中途退学者への支援については、東京都と雇用・労働・福祉関係機関や若者支援NPOと連携した取組が不可欠である。特に中途退学者が在住する地域における再就学や就労のための支援を可能にするための関連機関とのネットワークづくりを進めることが重要である。これには、平成25年度から一部の地区で実施している「都立高校生進路支援連絡協議会」の仕組みを都内全域で展開するとともに、福祉や医療・保健機関との連携を図ることにより、地域における若者支援のセーフティネットづくりを進める必要がある。

(5) 地域教育推進ネットワーク東京都協議会の組織基盤の強化

- 東京都が進める取組の核は、ネットワーク協議会の活性化にある。今後、多様な教育ニーズに対応できるようにするため、ネットワーク協議会自体の組織基盤を強化し、連携分野を広げていくとともに、新たに創り出すプログラムの質的向上が求められる。
- そこで、第一に、ネットワーク協議会の会員団体等の拡充を図ることが重要である。現在、会員団体等の多くは、都立高校へのキャリア教育支援を中心に事業展開を進めている。しかし、今後は、区市町村立の小中学校や都立特別支援学校への支援を拡大していく必要がある。
- 第二に、学校の求めに応じたプログラム開発、提供の仕組みを構築し、プログラムの質的向上を図ることである。
- 第三に、雇用・労働行政や福祉・保健・医療行政といった新たな行政分野・領域へのネットワークを拡大することである。不登校・中途退学対策をはじめとした社会的自立に困難を抱える子供・若者への支援や子供の貧困対策の推進、青少年雇用の促進

など、教育の隣接領域との連携の必要性がますます高まっており、これら関連行政とのネットワークづくりが重要である。

-
- ³⁴ 飯盛義徳『地域づくりのプラットフォーム つながりをつくり、創発をうむ仕組みづくり』、平成 27 年、学芸出版社、4 ページ
- ³⁵ 平成 12 年に学校教育法施行規則が改正され、第 49 条第 1 項に、「小学校には、設置者の定めるところにより、学校評議員を置くことができる」という規定が設けられた（中学校・高等学校・特別支援学校にも準用規定がある。）。学校評議員は、各学校に設置され、校長の求めに応じて、一人一人がそれぞれ自己の責任で意見を述べる点に特徴がある。この制度の運営に当たって留意すべき点は、①学校評議員は、校長の学校運営に関する権限と責任を前提として、校長の求めに応じて意見を述べること、②学校評議員が意見を述べる範囲は、校長の権限と責任に属するものになること、の 2 点である。
- ³⁶ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律が平成 16 年に改正され、第 47 条の 5 に基づき、学校運営協議会（地域運営学校：コミュニティスクール）を設置できるようになった。保護者や地域の人が権限と責任を持って、学校運営に参画する新しいタイプの公立学校である。学校評議員との違いは、学校運営協議会の権限と責任が重く、合議制の機関であることである。学校運営協議会は、校長の作成する学校運営の基本方針を承認したり、教職員の任用について任命権を持つ教育委員会に意見を述べることができる。
- ³⁷ 中央教育審議会答申（平成 27 年 12 月 21 日）「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について」には、以下のような記述がある。
「学校が抱える課題が複雑化・困難化している状況の中で、困難な課題を解決していくためには、より一層地域に開かれ、地域と積極的に向き合うことで、地域に信頼される学校づくりを進めていく必要がある。保護者や地域住民が学校運営に積極的に参画することで、学校を良いものにしていくという当事者意識を高め、子供の教育に対する責任を社会的に分担していくことができる。」
- ³⁸ 中央教育審議会答申「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について」（平成 27 年 12 月 21 日）では、「地域と学校が連携・協働して、地域全体で未来を担う子供たちの成長を支えていくそれぞれの活動（例：学校支援地域本部や放課後子供教室等の活動）を合わせて「地域学校協働活動」総称し、その活動を推進する体制を、今後、地域と学校と協働する枠組みとして「地域学校協働本部」に発展させていくことを提言」している。
- ³⁹ 「子供の貧困対策に関する大綱」は、子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成 25 年）第 8 条の規定に基づき、平成 26 年 8 月 29 日に閣議決定されたものである。
- ⁴⁰ ソーシャルインクルージョンとは、「全ての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から擁護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支え合う」という理念である。EU やその加盟国では、近年の社会福祉の再編に当たって、社会的排除（失業、所得の低さ、犯罪率の高さ、健康状態の悪さおよび家庭崩壊などの、互いに関連する複数の問題を抱えた個人あるいは地域）に対する戦略として、その中心的政策課題の一つとされている。ここでは、「全ての子供たちを地域社会として、包み込んで育てていく」という意味で用いている。
- ⁴¹ チャレンジスクールとは、主に小中学校時代に不登校経験を持つ生徒や高校の中途退学者等を受け入れる総合学科・三部制（午前部・午後部・夜間部）の高校であり、他部履修により 3 年間での卒業も可能とする（平成 27 年現在、桐ヶ丘高校、世田谷泉高校、大江戸高校、六本木高校、稔ヶ丘高校の 5 校である。）。
- ⁴² 昼夜間定時制高校は、単位制・普通科で昼夜開講の三部制の学校であり、様々な進路希望に対応した多様で弾力的な教育課程の編成を行う。（平成 27 年現在、一橋高校、新宿山吹高校、荻窪高校、浅草高校、八王子拓真高校、砂川高校の 6 校である。）
- ⁴³ エンカレッジスクールとは、中学校までに力を発揮できなかった生徒のやる気を育て、社会生活を送る上で、必要な基礎的・基本的学力を身に付けることを目的として、既設校の中から指定している。基礎・基本を徹底するとともに体験学習を重視している（平成 27 年現在、足立東高校、秋留台高校、練馬工業高校、蒲田高校、東村山高校の 5 校を指定している。）。
- ⁴⁴ 学校運営連絡協議会は、学校運営に保護者や地域住民の参画を求め、意見や希望を反映するために意見交換を行う場であるとともに、学校評価を行うなど地域全体から校長への支援体制を作ることを目的に平成 13 年度から全都立学校に設置しているものである。
- ⁴⁵ 例えば、平成 28 年 2 月に策定した「都立高校改革推進計画・新実施計画」では、「I. 次代を担う

社会的に自立した人間の育成」の「4 社会的・職業的自立意識の醸成」の(3)専門教育の充実の中で、ビジネスを実地に学ぶ商業教育への改革の中で、東京や地域のビジネスについて調査研究する科目「東京のビジネス（仮称）」や、企業や地域と連携した市場調査や商品企画を行う科目「ビジネスアイデア（仮称）」を学校設定科目として開発することや、商業高校と企業・大学・専門学校・関係機関が共同して活動を支援するコンソーシアムの設立などが掲げられている。このような動きに対し、ネットワーク協議会は積極的に連携すべきである。

⁴⁶ 全日制の普通科高校や夜間定時制高校では、これまでもハローワークと連携した様々な取組を実施しているものの、教育課程の中で職業に関する科目を設置している高校は少ないというのが現状である。

⁴⁷ 高等学校学習指導要領（総則編）では、「学校設定科目・学校設定教科」の設置（第1章第2款の4及び5）や「普通科における職業科目の履修」（第1章第5款の4の(1)）など、普通科においても職業教育の機会を提供することを制度的には担保している。また、「学校外における学修単位認定制度」等の活用ということも考慮に入れた対応も可能である。

⁴⁸ これまでの都立高校における中途退学者の把握は、毎年文部科学省が実施している「児童・生徒の問題行動等の実態について」を通じて行われてきた。この調査の回答者は校長であり、中途退学理由の把握も学校側の観点から行われ、中途退学をした本人の意見が必ずしも反映されたものとなっていない。それに対し本調査は中途退学という事象が生じる社会背景と中途退学者が有する生活経験の特質を総合的に分析することを目指した。具体的には、①中途退学した高校での生活はどのようなものだったのか、②高校に入学する以前にどのような教育体験（学校体験）を経てきたのか、③中途退学して以降、どのような学習経験（高卒認定試験へのチャレンジ、高校への再入学）・生活経験（アルバイト、就労体験等）をしているのか、④中途退学後、どのような社会資源（支援機関の利用等）にアクセスしたのか、⑤中途退学を経験した者がいかなる社会的属性や家庭環境に置かれてきたのか、をトータルに把握するという調査項目に盛り込んでいる。

詳しくは、<http://www.metro.tokyo.jp/INET/CHOUSA/2013/03/DATA/60n3s302.pdf> を参照のこと。

⁴⁹ 都立高校における不登校の問題は、高校入学後新たに生じたケースよりも、既に義務教育段階から不登校の問題を抱えていたケースの割合が高い。そこで小中学校から不登校に対する取組を強化する必要があるとともに、中高の連携が不可欠となる。

⁵⁰ 「中途退学者追跡調査」では、チャレンジスクールの中途退学者のうち、中学校時代の出席状況が「とてもよかった」、「まあよかった」と回答した者の割合が24.1%となっている。

⁵¹ 平成27年度から都立学校13校にスクールソーシャルワーカーを試行的に導入し、巡回訪問により、福祉等関係機関と連携した支援に取り組みはじめた。

第4章 地域教育推進ネットワーク東京都協議会 今後の取組の方向性

- これまで第5期答申が提起した地域教育プラットフォーム構想の到達点と課題を押さえ、今後、東京都が進めるべき「地域教育」の方向性を指摘してきた。本章においては、東京都が企業・NPO等との教育支援ネットワークの拡充を通じて、具体的にどのような取組を進めるべきか、今後取り組む施策の方向を踏まえ、ネットワーク協議会の在り方という形で提起したい。

1 東京都の教育改革の動向を踏まえた展開

- 東京都は、平成27年11月24日に「東京都教育施策大綱」を公表した。この大綱では、平成29年度までの3年間を対象とし、心身ともに健やかな子供を育む足腰のしっかりした教育施策を展開できるよう、特に重要で優先的に取り組むべき事項を挙げ、それらに係る方針を提示している。また、この大綱を踏まえ、「東京都教育ビジョン(第3次)」の改定が予定されている。
- 「東京都教育施策大綱」で示された七つの重点事項や「東京都教育ビジョン(第3次)」の改定を踏まえ、ネットワーク協議会として取り組むべきことは、「地域・社会の教育力の向上」、「社会的自立を促す教育」、「不登校・中途退学対策」の3点である。

2 地域教育推進ネットワーク東京都協議会が重点的に取組を進めるべき事項

(1) 地域・社会の教育力の向上

- 平成27年12月21日に中央教育審議会は、「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について」を答申した。
- この答申では、学校が抱える課題の解決を図り、子供への教育活動等を一層充実していく観点から、地域住民等と目標やビジョンを共有し、地域と一体となって子供を育む「地域とともにある学校」への転換の必要性が指摘されている。
- また、平成27年8月に出された中央教育審議会教育課程部会「教育課程企画特別部会論点整理」によれば、これからの教育課程に期待される役割として、教育が普遍的に目指す根幹を堅持しつつ、社会の変化を柔軟に受け止めていく「社会に開かれた教育課程」という考え方を提示している。

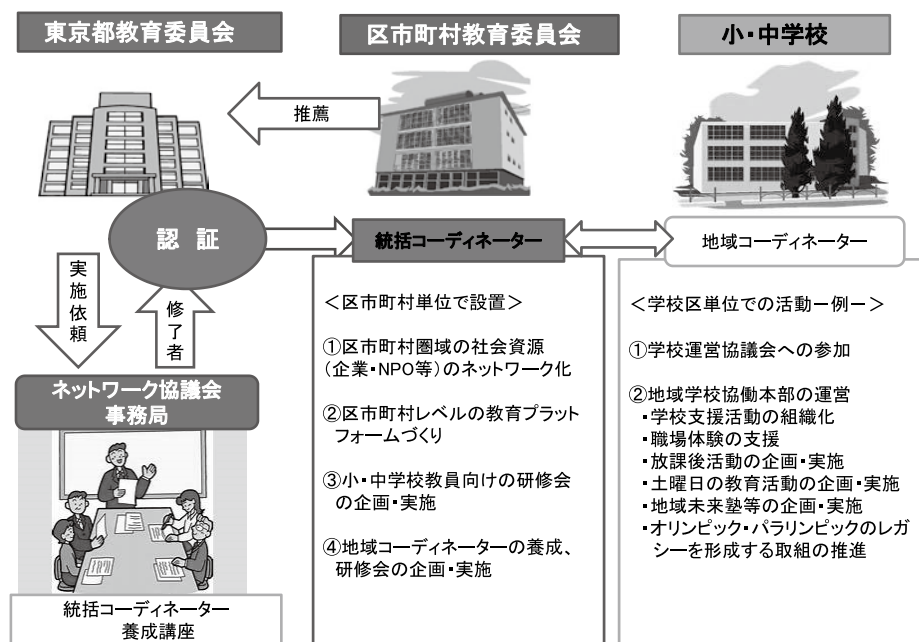
- 「社会に開かれた教育課程」が重視しているのは、以下の3点である。

- ① 社会や世界の状況を幅広く視野に入れ、よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を持ち、教育課程を介してその目標を社会と共有していくこと。
- ② これからの社会を創り出していく子供たちが、社会や世界に向き合い関わり合い、自らの人生を切り拓いていくために求められる資質・能力とは何かを、教育課程において明確化し育んでいくこと。
- ③ 教育課程の実施に当たって、地域の人的・物的資源を活用したり、放課後や土曜日等を活用した社会教育との連携を図ったりし、学校教育を学校内に閉じずに、その目指すところを社会と共有・連携しながら実現させること。

- 今後の教育課程は、社会との接点を見いだすことをより志向しており、その連携・協力相手として、地域・社会の側からの教育支援が期待されている。これらを踏まえ、「地域・社会の教育力の向上」施策として以下のことを提案する。

ア ネットワーク協議会による「チーム学校」を支える地域教育支援人材の養成及び全都への拡大

- 中央教育審議会の議論では「チーム学校」の取組の中で「地域連携担当教職員」⁵²の設置を提案しているが、その学校の窓口と緊密なパートナーシップを発揮できる地域人材を養成確保することが不可欠である。そこで、ネットワーク協議会には、地域・社会の側から学校との連携を強化する人材を養成する取組を進めることを期待したい。
- ネットワーク協議会では、学校と地域の協働の推進役として、学校支援ボランティア推進協議会の地域コーディネーターを対象に研修機会を提供してきた。これまでの取組では、研修機会への参加は個人の任意であったことに加え、学校支援ボランティア推進協議会の導入地区が23区市町に止まっており、地域・社会からの学校支援のレベルが地域によって様々であった。今後は、学校と地域の協働の仕組みづくりを全都的に展開していく必要がある。
- 学校と地域が協働する仕組みづくりを進めていくためには、第一に、地域コーディネーターの力量形成を図る機会や場が必要である。それとともに、平成27年12月21日の中央教育審議会答申⁵³で新たに提起された地域コーディネーターのリーダー的存在として、区市町村域をカバーする「統括コーディネーター」の位置付けと養成の在り方を明確化することが必要である。
- 具体的には、ネットワーク協議会として、「統括コーディネーター養成講座」を実施するとともに、東京都として認証することなどを検討する必要がある（【図表16】参照）。



【図表 16】 今後の地域教育支援人材養成の在り方

- 養成講座の内容は、外部社会資源の活用に関するコーディネート力をはじめ、学校の教育活動全般への理解度、地域（学校外）の教育活動に関する企画力、地域住民等とのネットワーク力の養成等が考えられる。
- この統括コーディネーターの養成・確保については、東京都が区市町村と連携して実施することが望ましい。ネットワーク協議会が有する企業・NPO等といった教育資源に関する情報が統括コーディネーターを介して、地域のコーディネーターや学校管理職に「生きた情報」として伝わっていくようになり、小中学校においても企業やNPO等の教育プログラムが積極的かつ効果的に活用されることが期待できる。
- 第二に、小中学校の学校管理職や区市町村の学校教育支援担当職員⁵⁴に対し、ネットワーク協議会の活動を知らせる工夫が必要である。
- これまで、区市町村立の小中学校への情報提供や教育支援は、主として学校支援ボランティア推進協議会の設置区市町（23区市町）を通じて行ってきた。しかも、地域コーディネーターが対象であったため、学校管理職をはじめとした教員に、ネットワーク協議会の存在が浸透していかなかった。
- 今後求められるのは、ネットワーク協議会が学校管理職向け、教員向けの情報発信や教育プログラム提供の仕組みづくりを進めることである。
- 例えば、学校支援ボランティア推進協議会設置地区以外の区市町村の小中学校へネットワーク協議会のプログラムを直接、校長の求めに応じて⁵⁵提供することを、より積極的に推進することが挙げられる。

- あわせて、小中学校の教員の授業づくりへの意欲を高めるための方策について、ネットワーク協議会として取り組む必要がある。例えば、ネットワーク協議会が教員の協力を得ながら、学校の支援ニーズにかなったプログラムを、企業・NPO等と協働して実施した先導的な事例を収集し、それを都内の小中学校に発信する仕組みづくりが必要である。

イ 地域未来塾の導入と放課後子供教室等の更なる充実

- 「子供の貧困対策に関する大綱」では、学校をプラットフォームとする総合的な子供の貧困対策の展開の一つとして、放課後や土曜日の教育支援活動の場においても、子供への学習支援を行うこととしている。
- 文部科学省においては、経済的な理由や家庭の事情により、家庭での学習が困難であったり、学習習慣が十分に身に付いていない中学生等を対象にした「地域未来塾」を平成27年度から施策化した。東京都は、区市町村と緊密に連携し、このような仕組みを積極的に活用して、子供の貧困対策を充実させる必要がある。
- また、地域住民や地域のNPO等の協力を得ながら、放課後子供教室や土曜日の教育支援活動等においては、既存の活動の充実を図るとともに、子供の基礎学力や体力向上等の取組に加え、それぞれの地域が抱える子供を取り巻く生活課題の解決を視野に入れた活動を展開していくことが望まれる。
- ネットワーク協議会としては、区市町村との連携・協力の下、子供の学習支援をはじめとした子供の貧困対策について、企業・NPO等に対し、積極的に協力を呼び掛けていく必要がある。

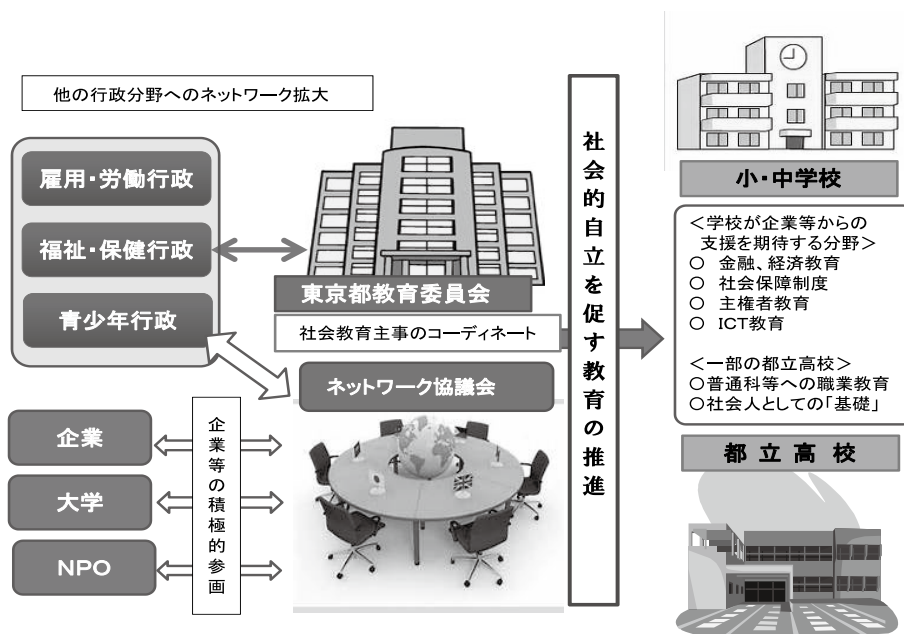
ウ 地域におけるオリンピック・パラリンピック教育の推進

- 「東京都教育施策大綱」では、東京都が「全ての学校でオリンピック・パラリンピック教育を推進し、子供の一人一人の心と体に、人生の糧となる掛け替えのないレガシーを形成する取組を推進する」という方針を掲げている。
- 特にボランティア活動や障害のある人々とスポーツ等を通じた交流体験などは、地域で展開していくことが重要である。地域で実施する場合は、子供から成人、高齢者まで多世代間交流の視点を盛り込んだ活動を展開することが望まれる。
- オリンピック・パラリンピックは、世界最大のスポーツの祭典であると同時に、文化の祭典でもある。東京2020大会は、我が国の文化を再認識し、世界に発信していくための絶好の機会と捉え、地域において、外国人との交流をはじめとした異文化間交流やESD教育（持続可能な社会の実現に向けて取り組むための教育）等に積極的に取

り組むことが求められる。統括コーディネーターには、このような視点を持って地域活動を企画・実施することが期待される。

(2) 社会的自立を促す教育の推進

- 子供・若者が生きていく未来は、少子高齢社会化に伴い労働力人口が減少する社会であり、その中で激化する国際競争や高度情報化にも的確な対応が求められる社会である。こうした時代を乗り越えていくには、一人一人が社会的・職業的に自立し、未知の事象を主体的に解決していく力が必要となってくる。
- そのためには、子供・若者に社会的自立の素地となる基礎学力や思考力・判断力等を身に付けさせるとともに、人格形成の基盤となる、高い道德性、社会性を備え、思いやりや弱者へのいたわりなど豊かな心を育むことが重要である。
- そこで求められるのが、子供・若者が実社会のリアリティを体感し、人々が協力し合うことの意味を理解し、社会貢献の意欲を持つことができる教育活動の展開である。
- 子供や若者への社会的・職業的自立に向けた取組は学校教育が単独で担うことは難しく、企業やNPO等の教育参加を最も期待する分野である。このことを踏まえつつ、ネットワーク協議会には、以下の取組を期待する（【図表 17】参照）。



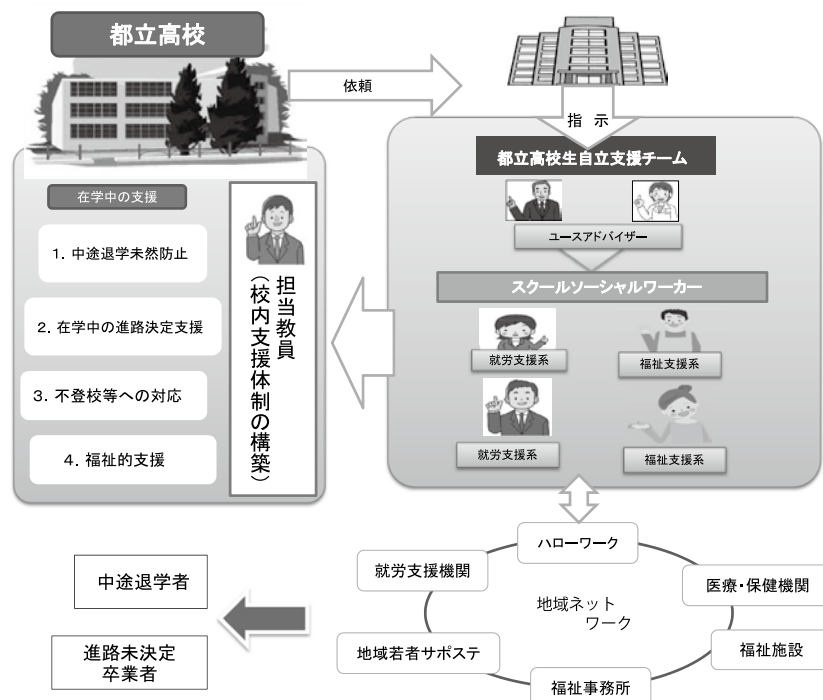
【図表 17】社会的自立を促す教育の推進のための取組

- 第一に、ネットワーク協議会がこれまで築いてきた企業・NPO等とのネットワークの更なる拡充を図ることで、小中学校や都立高校、そして都立特別支援学校への支援の輪の拡大を図ることである。
- 具体的には、ネットワーク協議会の活動において、東京都が施策課題として掲げた、金融・経済教育、税財政教育、社会保障制度に関する教育、主権者教育、ICT教育などといったテーマについて、企業・NPO等の積極的な参画を求める必要がある。これらの分野・領域については、教員が外部からの支援や協力を期待しているところである。
- ネットワーク協議会には、企業・NPO等の参画の下、これらの分野に関する教育プログラムを開発することを目的とした課題別部会を設置し、学校に教育プログラムを提供する仕組みが求められている。また、教員自身がこのような教育プログラムの意味を実感できる機会や場を提供することも必要である。
- 第二に、都立高校における系統的なキャリア教育で活用されるプログラムづくりを進めることである。
- 全ての都立高校生が社会的・職業的自立意識を身に付けていくためには、ネットワーク協議会の支援の下、都立高校が系統的にキャリア教育プログラムを活用することが重要である。
- 東京都教育庁地域教育支援部生涯学習課には、社会教育主事が配置されており、ネットワーク協議会の事務局を担当し、企業やNPO等と都立高校との間のコーディネーター役を務めている。10年に及ぶネットワーク協議会の取組を通じて、いくつもの都立高校のキャリア教育プログラムの作成等の支援を行ってきた。都立高校が外部社会資源を取り入れた教育活動を展開するために、社会教育主事の積極的活用を図ることが求められる。

(3) 不登校・中途退学者への支援

- 中途退学者等支援モデル事業の成果や課題を踏まえ、中途退学のおそれがある生徒を早期に発見し、その生徒が抱える個々の課題に応じた支援ができる新たな事業枠組みを提示する必要がある。
- その際には、「不登校・中途退学対策検討委員会 報告書」で示された小中高の連携・接続の視点を踏まえ、不登校の問題と中途退学の問題を一体的に捉え、施策を講じることが大切である。

- 高校の場合、高校卒業後、生徒が社会的にも職業的にも自立する力を身に付けることができるよう、進路指導や個別の課題に対応した支援が不可欠である。不登校生徒へのアプローチにもこの視点は欠かせない。「不登校・中途退学対策」を推進していくためには、不登校等の問題に対応することを目的に施策化された、スクールソーシャルワーカー派遣事業の取組と、中途退学者等支援モデル事業の取組で示した就労支援・再就学支援といった取組を一本化し、都立高校生の「自立」を支援するため施策を行うことが必要である。
- 「不登校・中途退学対策検討委員会 報告書」では、不登校・中途退学に対する支援体制を整備するため、東京都教育庁に家庭、学校（高校）、雇用、労働、福祉、保健、医療等の関係機関のネットワーク形成を図り、学校（高校）と関係機関とを結び付け、生徒に学習面、福祉面、就労面等の適切な支援ができるよう調整する機能を置くことが提案されている。
- 本審議会としては、福祉的支援のみならず、就労支援、再就学（高校への再入学等）支援を総合的に行うための「都立高校生自立支援チーム」（以下「自立支援チーム」という。）の設置を求めたい。
- 「自立支援チーム」のイメージを示すと【図表 18】のようになる。



【図表 18】 都立高校生自立支援チームのイメージ

- 自立支援チームには、二つの役割がある。一つは、中途退学の未然防止と中途退学者等への切れ目のない支援、就労支援である。二つめは、生活困窮や発達障害への対

応をはじめとした福祉的支援である。いずれも都立高校からの具体的要請を受け、高校のニーズをしっかりと把握した上で、チーム編成を行い、支援活動を展開していくことが求められる。

- また、自立支援チームには、雇用、労働、福祉、保健、医療等の地域資源のネットワークづくりを積極的に行うことが求められる。スクールソーシャルワーカーに求められるのは、自らケースを抱え込み問題解決を図ることだけでなく、その生徒（若者）を中心に据え、支援機関のネットワークを作り、関係諸機関の連携により、問題解決を図るという視点である。
- 本審議会として自立支援チームの取組を展開するに当たって期待することは、以下のとおりである。
- 第一に、「学校」という場でソーシャルワークを展開する点に、他のソーシャルワーカーとの根本的な違いがあることを理解することである。
- 学校は、生徒にとっては日常生活空間の一つであるとともに、生徒と教員で構成される、（一定程度、社会との隔たりを持った）小さな社会である。学校という場においては、生徒に関わる問題全般に責任を持つのは教員であり、スクールソーシャルワーカーには、教員と連携・協力し、学校との役割分担を明確にしながら、専門的役割を発揮することが求められる。
- 第二に、自立支援チームは、校内組織と緊密に連携し、支援活動を実施することが重要である。「不登校・中途退学対策検討委員会 報告書」において、「支援チームが学校内で十分機能するよう、学校側の連携窓口となる教員が、校内での環境を整えることも必要である。」という指摘がある。自立支援チームが校内で機能するためには、この校内組織との緊密な連携が重要である。
- 校内組織と自立支援チームの間で、ケース会議等を開催し、課題のある生徒を把握し、支援が必要な生徒に関しては、アセスメントに基づく「個別支援計画」を作成し、生徒のニーズに応じた個に応じた支援を行うことなどが考えられる。
- 第三に、自立支援チームを支えるスーパーバイザー⁵⁶が必要となる。今後、課題のある生徒等にきめ細かく対応していく上では、多数のスクールソーシャルワーカーを確保していくことが求められる。これらのスクールソーシャルワーカーの専門職としてのスキルを高めるために、スーパーバイザーの存在は欠かせない。
- 第四に、中途退学後も就労・再就学のための支援を継続していくことが重要である。また、中途退学した生徒や進路未決定のまま卒業した生徒に対しても、一定期間継続的に就労支援や高校への再入学のための支援を行うことを提案する。

- そのためには、高校を中途退学する以前に、本人及び保護者から継続支援のための同意を得ておく必要がある。その際には、個人情報保護に十分配慮した対応が求められる。また、中途退学者等へのアプローチを行う際には、アウトリーチ活動を積極的に展開することも重要である。

- 第五に、社会的自立に困難を抱える都立高校生や中途退学者等を包括的に支援する地域ネットワークづくりを進めることが重要である。様々なケースを自ら抱え込むのではなく、地域の関係機関とのネットワークを通じて、問題解決を図るという視点である。既に一部の地区で設置している都立高校生進路支援連絡協議会の仕組みを活用し、雇用・労働関係機関だけでなく、福祉・保健・医療機関や学習支援（学び直し支援）団体との間で広汎なネットワークづくりを進めていく必要がある。

⁵² 地域連携担当教職員は、中央教育審議会答申「チーム学校としての学校の在り方と今後の改善方策について」（平成27年12月21日）で提言されたもので、地域や教育委員会との連絡・調整、校内の教職員の支援ニーズの把握・調整、学校支援活動の運営・企画・総括を担う教職員のことを指す。

⁵³ 中央教育審議会答申「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域連携・協働の在り方と今後の推進方策について」（平成27年12月21日）を参照のこと。

⁵⁴ 区市町村教育委員会事務局に配属される指導主事、社会教育主事をはじめとした職員を指す。

⁵⁵ 社会教育法第9条の3第2項に、「社会教育主事は、学校が社会教育関係団体、地域住民その他の関係者の協力を得て教育活動を行う場合には、その求めに応じて、必要な助言を行うことができる」とあり、これに基づけば、ネットワーク協議会を担当する東京都の社会教育主事による学校支援を行うことは可能である。

⁵⁶ スーパーバイザーとは、一定程度の経験に基づき、別のスクールソーシャルワーカーに対して専門的な見地からアドバイスを行う者を指す。

おわりに

本審議会が「地域教育プラットフォーム構想」（第5期答申）を提起したのは、平成17年1月のことである。当時は、「地域教育」、「プラットフォーム」といういずれも新たな概念を用いたため、教育関係者の間での理解・定着まで、それなりの時間を要した。

しかし、その後、10を超える県の社会教育委員の会議の提言等で、「地域教育プラットフォーム構想」が紹介されるなど、社会教育関係者の中で一定程度の広がりを見せている。

また、平成26年8月に閣議決定された「子供の貧困対策に関する大綱」において、「学校」を子供の貧困対策のプラットフォームと位置付け、総合的に対策を推進するという方針が示されたことにより、プラットフォームという概念も学校関係者に知られることとなった。

平成27年12月21日に中央教育審議会が三つの答申[※]を出した。第一は、「学校と地域の連携・協働」をテーマとしたもの、第二は、「チームとしての学校」の在り方を提起したもの、第三は、「教員の資質能力の向上」をテーマとしたものである。これらの答申の内容を具体化するべく、平成28年1月25日に文部科学大臣は「『次世代の学校・地域』創生プラン～学校と地域の一体改革による地域創生～」を策定した。

このプランによれば、地方創生の推進には、学校と地域が相互に関わり合い、学校を核として地域社会が活性化していくことが必要不可欠であるという考えの下、「次世代の学校」と「地域」の両者が一体となった体系的な取組を進めていくとしている。

本建議の問題意識は、このような国の動きと通底するものである。今後東京都には、本建議の趣旨を踏まえ、地域や社会における教育支援活動を活性化させるための取組の推進を期待したい。

最後に、地域住民や企業・NPO等による教育支援活動は、あくまで「支援」であり、学校が「地域とともにある学校」や「社会に開かれた教育課程」の実現に向けて、主体的に取り組むことが第一に重要であることを付言しておきたい。

※中央教育審議会答申（平成27年12月21日）

- ・「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について」
- ・「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について」
- ・「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について～学び合い、高め合う教員養成コミュニティの構築に向けて～」